嶽麓書院所藏簡 《秦律令(壹)》譯注稿 その 五

秦漢法制史料の研究」 班

齋藤 賢 章 瀟逸 鷹取 祐司

畑野 吉則 藤井 律之 . 目黑

杏子

安永 知晃 宮宅 潔

凡例

司・上海辭書出版社、二〇一五、以下、 本譯注稿は 「嶽麓〔肆〕」と略稱)第三組の一 (肆)』(上海世紀出版股份有限公

『嶽麓書院藏秦簡

(325~39)簡) の譯注である。

・釋文

について、同じ文字を繰り返すかたちに改めてあるが、本譯注稿で さらに括弧に入れて原簡番號を記した。 條文においても、釋文は簡ごとに區切り、 鈎型の符號も、「┙」という記號で示してある。複數の簡から成る は「『」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた すべき釋字は改めた。嶽麓 原則として嶽麓〔肆〕の釋文・配列に從いつつ、圖版に據り訂正 〔肆〕の釋文は重文符號の附された文字 各簡の末尾に整理番號、

その他、

釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じであ

る。

☑:簡の斷裂、 ただし文字が缺けていないときには用いない。

]: |字不明。

…:字跡ならびに文字數不明

【 】: 墨跡は見えないが內容から補った文字。

』: 文例から補った脱字。

):通假字、 異體字。

〉: 誤字。

:

連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所說を紹介した。關注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が參考になる場合

書店、二〇〇六)

用略號については左記の通り。 また注に擧げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引

えた編號を「粹~」というかたちで附記した。

また釋文の一部を『秦簡牘合集』(武漢大學出版社、二○眺崗秦簡:『龍崗秦簡』(中華書局、二○○一)の簡番號に據った。

〇一七)、および『湖南出土簡牘選編』(嶽麓書社、二〇二里耶秦簡:『里耶秦簡』〔壹〕(文物出版社、二〇二二)、同〔貳〕(二

四)に據り改めた。

三)の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校

釋』〔第一卷〕(武漢大學出版社、二〇一二)、同〔第二卷〕

(武漢大學出版社、二〇一八)、『里耶秦簡博物館藏秦簡』

(中西書局、二〇一六)に據り改めた。

附した。『嶽麓書院藏秦簡(貳)』以下も同様である。○)は「嶽麓〔壹〕」とし、同書が使用する整理番號を嶽麓書院所藏簡:『嶽麓書院藏秦簡(壹)』(上海辭書出版社、二○一

懸泉置漢簡:『敦煌懸泉漢簡釋粹』(上海古籍出版社、二〇〇一) 居延漢簡:居延舊簡については 張家山漢簡:「張家山漢簡」の名は省略し、 新簡は『居延新簡 四七號墓〕』(文物出版社、二〇〇一)と『二年律令與奏讞 という呼稱のみを擧げた。 で示されている原簡番號を擧げ、 九九〇)の簡番號(EPT~、EPF~、 一九八七)の簡番號を擧げ、 書』(上海古籍出版社、二〇〇七)とを併せて參照した。 奏讞書」については簡番號と共に案例番號も附記した。 甲渠候官與第四燧』(文物出版社、 『居延漢簡釋文合校』(文物出版社 釋文は『張家山漢墓竹簡 出土地等は省略した。居延 かつ同書が便宜的に與 「二年律令」「奏讞書 等)を擧げた。 等

(三五 五 ※

●泰上皇①祠廟②在縣道者③…☑

325 (0055 (2)-3)

譯

泰上皇を祀る祠廟で縣道にあるものは…

注

①泰上皇:莊襄王のこと。299 第注①參照。

②祠廟:先祖を祀る建物。

文翁終於蜀、吏民爲立祠堂、歲時祭祀不絕。(『漢書』循吏傳 文

賜輒 賑與故舊、 (『後漢書』 無有遺積。 宗室四王三列侯傳 帝爲營冢堂、 安成孝侯賜 起祠廟、 置吏卒、 如舂陵

③泰上皇 祠廟在縣道者:各地に設置された泰上皇祠廟の分社

□月癸酉令史犯行廟

四月丙申

-史戎夫

□令史慶行廟

二月壬寅令史釦

 $\widehat{\mathbb{B}}$

(里耶秦簡⑧ 138+® 174+®

なる。 この簡により、芷陽附近の本社の他にも、各地にその分社の置かれ 測される。 記錄が見え、その「廟」などが泰上皇祠廟の分社の一つだったと推 たことが明らかとなった。里耶秦簡には令史が輪番で「行廟」した 陵縣)に在り、恐らくその附近に祠廟の本社があったと思われる。 されたものだろう。泰上皇 325簡と326簡に共通して見える「縣道者」は筆跡や文字の大きさが異 線は326節から320簡まで續くものの、 注③の「泰上皇祠廟在縣道者」とは、泰上皇の祠廟で各地に分置 ひとまず32簡と32簡は連續しないと考えた。 (莊襄王)の陵墓は芷陽(漢代の京兆尹霸 35. 第には確認できない。また、

文 亡 易。](『 起記 一 呂下 韋 刊 專]	夏太后子莊襄王葬芷陽
刊專)	。[索隱、
	芷香止。
	地理志京兆霸陵縣、

次相屬。 行廟者必謹視中□各自署廟所質日。 Â 行先道旁曹始、 以坐

行廟 十一月己未令史慶行廟 五月丙午史釦行廟 □□□□令史韋行

端月丁未令史應行廟

二月壬辰令史莫

邪行廟

五月丙辰令史上行廟

整理小組は325 簡と326 簡が連續すると見ているようだが、背面の劃 十一月己巳令史懬行廟 廿六年六月壬子遷陵□・【丞】敦狐爲令史更行廟詔、 二月壬午令史行 令史行口 從令者、 《三二六~三二八》 注 わない場合は、貲二甲。 譯 ■內史郡二千石官共令 ☑內史郡二千石官共令 內史郡二千石官共令 內史郡二千石官共令 行廟 行廟 整理小組は $522 + (\infty) 523$ 十二月己丑令史夫行廟 十二月戊辰令史陽行廟 六月癸巳令史除行廟 五月乙丑令史□[

令都吏亞有事縣道者循行亞之、 母過月壹③。 當繕治母輒繕治之。不 326

貲二甲®。□有不□□

第庚⑥

327 (0617)

328

てはならない。修繕すべきものはそのつどこれを修繕する。令に從 都吏で縣道に業務がある者にそれを巡視させる。月に一度を超え :

第庚

第乙

①都吏:地方の二千石官所屬の官。監察に關與することが多く、二 (三)」(簡帛網二〇一六年三月二九日) ひとまず「都」と釋したが、 年律令では覆獄を擔ったことが知られる。24~28簡注②参照。 「都」字を「部」とするが、 「部」である可能性も殘る。 は「都」に釋す。 陳偉 「嶽麓秦簡肆校商 から 部

すなわち配下の吏を指す。ここでは、本來の持ち場を離れて縣 道に赴いているのだろうから、郡守配下の部吏であろう。 は管轄區域のことで、部吏はそこを受け持つ官が管轄する吏、

提騎侯海等五百人歐傷市丞。 頃之、徵入爲河南尹。竇景家人復擊傷市卒、吏捕得之、景怒、 爲部陳從事 時豫州刺史周景行部到梁國、 (『後漢書』張酺傳》 部、 猶領也。]。窮案其姦。 玄謁景、 輔部吏楊章等窮究、正海罪、 因伏地言陳相羊昌罪惡、 (『後漢書』橋玄傳 徙朔方。 遣 乞

②循行:見囘る。『史記』には丞相が文帝廟を見囘る事例が見える。 (龍崗秦簡39 ●禁苑嗇夫・吏數循行、垣有壞決獸道出及見獸出在外、亟告縣。

丞相以四時行園、當謝、 會人有盜發孝文園瘞錢、 湯無與也、不謝。(『史記』酷吏列傳 丞相青翟朝、與湯約俱謝、 至前、 湯念獨 張湯)

③毋過月壹:月に一度を超えてはならない。これを、直前に見える 釋すが、圖版により改めた。 る理由はよく分からない。なお、整理小組は「壹」を 循行」の頻度についての規定と解釋したが、頻度に制限のあ 「歸」と

縣及工室聽官爲正衡石贏(纍)、 有工者勿爲正。叚 (假) 試即正。 斗用 (桶)、升、 工律(秦律十八種100 母過歲壺 壹**、**

④繕治:建造物などの修繕。

所繕・用徒數于屬所尉、 歳上春城旦・居貲續 〈贖〉·隸臣妾繕治城塞數 與計偕。 (嶽麓 [肆] 190 用 徒數、 及黔首

>)不從令者、貲二甲:朱錦 (一)」(簡帛網二〇一六年三月二五日) 程 讀 《嶽麓書院藏秦簡》 に從い、文字を補った。 札記

(5)

⑥內史郡二千石官共令第庚:

解說

背面劃線が連續することから、ここでは326億から32億までをひとま ず一連のものとしたが、令名を記した簡が並ぶのは不自然である。 の場合、 き、その巡視を月に二度以上行うのを禁じたものと解釋したが、そ 「修繕すべきは速やかに修繕せよ」との關連も明らかでない。また、 326 簡は、 巡視の囘數を制限する理由が不明確である。後に見える 縣道で用務のある都吏 (部吏?) に何かを巡視させると

《三二九~三三一》

鄭聽西工室致歐。其入禾者及吏移與西 當資®者、告作所縣®償及貸®。西工室伐榦®沮・南鄭®山、 (糧)⑤。議⑥、令縣遣司寇⑦入禾、 ■泰上皇[◎]時內史[◎]言、西工室[®]司寇·隱官踐更[®]多貧不能自給糧 其縣毋 (無) 禾 330 令沮・南 (0587)

工室。●二年⑮日、復用⑯。

譯

331 (0681)

(0638)

官は、 場合は、 命じて司寇を派遣して穀物を納入させ、 泰上皇の時に內史が言うには、西工室において踐更する司寇と隱 多くが貧しくて食糧を自辨できない。 就役地の縣に告げて償還および貸與させることとする。 縣に貸與できる穀物が無い 檢討したところ、

は西工室に傳える。●二年に言う、再び用いよ。工室の食糧支給命令を受け入れさせる。穀物を納入した者および吏工室は沮縣と南鄭縣の山で木材を伐採するので、沮縣・南鄭縣に西

注

①泰上皇:莊襄王のこと。28 簡注①參照。

4

②內史:秦の首都圏を統括する行政區劃およびその長官。②內史:秦の首都圏を統括する行政原名左馮翊。(『漢書』百官公卿表八史、周官、秦因之、掌治京師。景帝二年分置左右內史。右內史川。(『史記』秦始皇本紀)

③西工室:工室は器物製作を擔當する部署で、漢代では少府の屬官の西工室:工室は器物製作を擔當する部署では、雍・櫟陽・咸陽は「西工」銘を持つ例も見える。戦國秦では、雍・櫟陽・咸陽に考工室が見える。西工室は西縣にあった工室で、秦代の戈に

考工室…十六官令丞。(『漢書』百官公卿表上) 少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。屬官有尚書…

金文集成』11359) 廿年相邦冉造。西工師□。丞□。隸臣□。(二十年相邦冉戈 一

⑤不能自給糧:食糧を自辨できない。25~26簡注⑨参照。

・、、。 指すか。 ⑥議:ある官から丞相に出された提案。ここでは內史による提案を

親所、 73 75 其父母及親所、 柀 泰山守言、新黔首不更昌等夫妻盗、 盈八歲輒輸之如令。 有嬰兒未可事、 勿庸別輸。 不能自食別傳輸之、 丞相議、年未盈八歲者令寄長其父母・ 琅邪 (琊 郡比。 耐爲鬼薪白粲、 恐行死。 十三 議、 (嶽麓 (伍 令寄長

議、如南陽		◆ 令 曰、
R陽議、p]者、皆合	南陽守二
口有等比。	令得與書史	三、興(?
— (嶽麓 -	・隷臣・) 吏捕辠-
伍 300 301	它所與捕吏徒[人、報日封
	徒□□令	診及它諸
	●丞、相、	(?) 官

⑦令縣遣司寇:この「縣」は司寇・隱官を西工室に派遣している縣官の本籍地の縣であろう。なお、ここに隱官が記されないのは民と同じように妻を娶れることから、これと同様だったと思われる。それ故、この「縣」は可定・隱官を西工室に派遣している縣質なる省略と思われる。

耶秦簡⑧ 1873+⑧ 1946)

明嫁符隱官解妻。弗告亡。(奏讞書28~29 案例④)誠亡。詐(詐)自以爲未有名數、以令自占書名數、爲大夫明隸。誠己。敢讞之。十二月壬申、大夫葄詣女子符、告亡。●符曰、

縣を指す。 ・隱官が實際に作業する際の現場となっている ・受作所縣:「作所」は勞働に從事する現場のこと。本條の「作所縣」

罪隸臣以上、輸作所官。(二年律令協)女子已坐亡贖耐、後復亡當贖耐者、耐以爲隸妾。司寇・隱官坐亡女子已坐亡贖耐、後復亡當贖耐者、耐以爲隸妾。司寇・隱官坐亡

當封者、各告作所縣官、作所縣官□□□移封牒居室。(嶽麓〔伍〕隸‧官屬有辠當封、得作所縣官、作所縣官令獄史封、其得它縣官●居室言、徒隸作宮、宮別離居它縣畍(界)中、遠。請居室徒

319 5 320

還・返濟すること、「貸」は貸與することを指す。 ⑩償及貸:秦簡にみえる用例では、「償」は借りた物や負債を返

(償)之。 金布(秦律十八種77~79) (償)之。 金布(秦律十八種77~79)

欲貣、貣而弗能索(索)者、以(嶽麓〔肆〕38) 芻槀積五歲以上者、以貸黔首欲貣者、到收芻槀時而責之。黔首莫

①榦:器物製作の材料となる木材。里耶秦簡には榦が弩や車の部品

之木也。凡輮幹有當用脂良善也。](『禮記』月令)角・齒・羽・箭・幹・脂・膠・丹・漆、毋或不良。[注、幹、器是月也、命工師、令百工、審五庫之量、金・鐵・皮・革・筋・

取車衡榦大八寸袤七尺者二枚…☑(里耶秦簡® 548

と思われる。 の選・南鄭:漢中郡所屬の縣名。沮縣は『漢書』地理志では武都郡

武都郡、…沮、 旬陽、 荊州川。 安陽、 (『漢書』 沮水出東狼谷、 長利、 地理志下 錫、 上 南至沙羨南入江 庸 武陵、 房陵 (二年律令43~44) 過郡五、 行四千

⑭移:「文書を送る」の意

理5年) 漢中郡、秦置。…南鄭、旱山、池水所出、東北入漢。(『漢書』地

る。 という では、大場の条律の「致」のような、食糧支給命令書と考えられま。 18~26簡注⑧愛照。本簡に見える「致」は食糧支給と關連の致:人やモノが移動する際、移動に問題がないことを證明する文

…稟大田而毋(無)恆籍者、以其致到日稟之、勿深致。 田律

(秦律十八種11

迺十二月甲辰受遣、盡甲子、積廿日、食未得。唯官移(居延漢簡建始元年三月甲子朔癸未、右後士吏雲敢言之。

非得廩城官。(居延漢簡 284·4A) 城官致。敢言之。 以檄報吏、殘日食皆常詣官廩。

うりまえ

令史博發

三月丙戌肩水庫嗇夫魚宗以來

君前(居延漢簡 284・4B

「情報を傳える」の意。

七月癸卯、遷陵守丞膻之告倉主。以律令從事。/逐手、卽徐□入署遷陵。今徐以壬寅事。謁令倉貣食、移尉以展約日。敢言之。廿八年七月戊戌朔癸卯、尉守竊敢之。洞庭尉遣巫居貸公卒安成徐、

癸卯、朐忍宜利錡以來/敞半 齮手(B)(里耶秦籣® 1563)

Â

⑮二年:二世皇帝二年(前二〇八)。

⑩復用:「再度この規定を運用せよ」の意。

丞獻、令請出、以爲恆。●三年詔曰、復用。(嶽麓〔肆〕絀~逃〕昭襄王命曰、置酒節(即)徵錢金及它物以賜人、令獻、丞請

解說

二世皇帝二年に改めて命じたものである。について、莊襄王の時に內史が提案したのと同じ對應を取るよう、について、莊襄王の時に內史が提案したのと同じ對應を取るよう、本條文は、踐更時に西工室に配屬された司寇・隱官への食糧支給

 窓・隱官を指し、西工室の「吏」と同様に、本來は西工室で食糧を で、これ以降は、西工室で食糧を自辨できない場合の一般的規定 ここまでが、司窓・隱官が食糧を自辨できない場合の一般的規定 ここまでが、司窓・隱官が食糧を自辨できない場合の一般的規定 ここまでが、司窓・隱官が食糧を自辨できない場合の一般的規定

工室に傳えることだと思われる。 縣ですでに食糧を與えたという情報を、 受け取るべき者である。それ故、「其入禾者及吏移西工室」は作所 重複支給を避けるため、 西

情報や「致(食糧支給命令書)」などの可能性が考えられるものの ても、西工室に何を「移」すのか さらに、30簡から31簡にかけての「其入禾者及吏移西工室」に關し 貸」という行爲を行うのかについては幾つかの可能性が想定される。 とは疑いないが、閒接目的語、即ち、作所縣が誰との閒で「償及 彼らに穀物を貸與できない場合の、作所縣による代替行爲であるこ もある。それに續く「償及貸」についても、司寇・隱官の本籍縣が 握していなかったとも考えられるので、 業を實際に差配するのは西工室であり、 からすれば、司寇・隱官の本籍縣と理解されるが、司寇・隱官の作 縣」の「告」の行爲主體は、 ただし、幾つかの箇所で別の解釋も可能だろう。 および「償」と「貸」の直接目的語が支給すべき穀物であるこ 定かでない。 直前に「其縣毋禾當資者」とあること むしろ西工室である可能性 本籍縣は作業場所までは把 作所縣での食糧支給不要者 33簡の「告作所

資。縣官者、 內史言、 死軍 ()、 於卒^①從破趙軍^②L 爲長□ 0 長輓栗徒③壹夫④身貧冊 (無) 糧、

332 (0749)

譯

從事した徒で、獨り身で貧しく食糧が無く、)内史が言うには、斄縣の卒が趙攻略軍に從軍した。軍糧輸送に 官府から借りていた場

令曰、

吏從軍治粟將漕長輓者、

自敦長以上到二千石吏、

居軍治

軍事行動中に死亡して、爲長…

注

①斄:內史に所屬する縣

右扶風、 爵都尉爲右扶風。…縣二十一。…斄、 故秦內史、 …武帝建元六年分爲右內史、 周后稷所封。 太初元年更名主 (『漢書』

上

毌

斄

 \mathbb{B} A (里耶秦簡8

)破趙軍:趙攻擊軍。 幾つも見えるが、この「破趙軍」が何時の趙攻撃を指すのかは 不明。なお、嶽麓簡には「破荊軍(楚攻撃軍)」も見える。 『史記』六國年表には秦が趙を攻めた記事が

2

餘人、其叚 與盜同灋。 諸當負償、 今雍氏卒詐(詐)僞相移甲叚 (假) 許(詐)相移居之及相幷令一人獨名負之、皆坐所移
 或自雍氏軍、 以至破荊軍叚 (假) 而毄 (繋) 治者千 (假) 殴

3 之人。」、 秦自四境之內、)長輓粟徒:軍糧輸送に從事する者。 嶽麓 と並列されて「長輓者」 漕」に對して、「長輓者」は陸路での輸送の擔當者を指す。 故畢曰、 執法以下至於長輓者[鮑彪云、長輓者、 與嫪氏乎、與呂氏乎。 一が見え、船による輸送を擔當する (『戰國策] 伍 146 魏策四 ~ 147 に は 漕

處 栗漕長輓所、 重車者、 及給事器兵、 得買以給事、 得賣 買此物而弗欽 (買 所畬 舍、 毋過口 **飲** (飲) 食衣服物及所以飲 食衣服用給事者、 (嶽麓 伍 146 147 皆爲私利。 **飲**

(4) 問獨夫・寡婦・孤寡・疾病者幾何人也。(『管子』問))壹夫:整理小組は人名と解釋するが、「長輓粟徒壹夫~者」と、 現 名と見なし難い。文字通り解釋すれば「一人の男」となり、 一人暮らしの男、一戶に一人だけの丁男、などが想定される。 る者を示す一般的な表現と考えられる。 最後に「者」字がきているので、この部分はある條件に該當す ぶ類似する「獨夫」「單身」を參考にすれば、家族のいない それ故、「壹夫」は人 表

凡丁分番上役者、 賦役令二五 家有兼丁要月、家貧單身閑月之類。(『唐令拾遺

⑤賞:借りること。10~10簡注⑤参照

⑥死軍:軍事行動中に死亡したこと。戰死。睡虎地秦簡の葉書 從平陽軍。 (昭王) 五十三年、 年記)では、兵士として軍事行動に參加することを「從軍」と 表現しており、この「軍」は軍事行動を指すのだろう。 (編年記3壹・20貳・22貳) 吏誰從軍。 / 令 十三年、從軍。/十五年、 編

解說

めた規定であろうが、措置に相當する部分が缺落しているため、そ 食糧を貸與された軍糧輸送者が戰死した場合の、何らかの措置を定 本條文は、斄縣で徴發され、 趙攻略に參加した卒のうち、官から

吏焉、

不用此令。

すれば、 う、 ている理由もわからない。「壹夫」「資縣官者」とあることから推測 返濟する家族などもいないため、貸與した食糧の返還を免除するよ 0 ·内容は不明である。また、「斄卒 (斄縣で徴發した卒)」に限定され 内史が丞相などに提案した上言の冒頭部分なのかもしれない。 **斄縣出身で軍糧輸送に従事した獨り身の者が戰死した場合**

■內史郡二千石官共令

333

譯

內史郡二千石官共令。 第丁。

解說

共令の表題簡。

286 注①および30~30 66 注③を 85 にのこと。

《三三四~三三六》

能去妻室®者勿免、其弗能去者免之□。二歲以來家不居其所爲吏之 (壻)④者免之。其以二歲前爲人贅湒 ●獄史·令史·有秩吏[®]及屬·尉佐以上[®]、二歲以來[®]新爲人贅揖 免之。家不居咸陽而取 而爲舍室⑥即取 (娶) 妻焉☑ (娶) 妻咸陽及前取 (壻) 前 (娶) 妻它縣而後爲 (0359)(0559)

336

(0353)

1111111

●獄史・令史・有秩吏および屬・尉佐以上は、ここ二年以内に新娶ったら…

たら、この令を適用しない。 いら、この令を適用しない。 であった、および、先に妻を他縣で娶って、その後にそこで吏となっい官、罷免する。實家が咸陽を本籍としていないのに妻を咸陽で

注

上位に位置する。20~20簡注②参照。 ①有秩吏:百石以上の定まった秩祿を持つ官吏。斗食・佐史よりも

と考えられる。
を考えられる。
と考えられる。
と考えられる。
と考えられる。
とがの立び方から、屬・尉佐は
の場での立び方から、屬・尉佐は
をいが、屬と並列されることが多く、郡の吏と思われる。嶽麓

諸吏爲詐(詐)以兇去吏者、卒史・丞・尉以上上御史、屬・尉佐十人、嗇夫一人、凡廿七人(尹灣漢簡 YM6D1 集簿)十人、嗇夫一人、凡廿七人(尹灣漢簡 YM6D1 集簿)史穀・屬尉。令曰、傳送委輸、必先行□(里耶秦簡⑨2283)史穀・屬尉。令曰、傳送委輸、必先行□(里耶秦簡⑨2283)

及乘車以下上丞相、

丞相·御史先予新地遠犫害郡、

備、

(以) (嶽

麓 [陸] 248

(偕)、(嶽麓〔肆〕絀~絀) 位・有秩吏、執灋兒之、而上牒御史・丞相。後上之恆與上攻皆所執灋、執灋上其日、史以上牒丞□・御史、御史兒之、屬・尉所執灋、完爲城旦。以尺牒牒書當免者人一牒、署當兒狀、各上上攻

③二歳以來:ここ二年以內。「二年以上前に」という意味になろ年の閒」という意味だろう。後の「以二歳前」は「二歳以來」年の閒」という意味だろう。後の「以二歳前」は「二歳以來」は「現在を起點とした直近の二期間を表すので、「二歳以來」は時閒の起點を示し、「歲」は

廿年後九月戊戌以來、其前死及去而後遝者、盡論之如律。(嶽麓

肆 70

(無)以歸者、貸、日令庸以逋。(嶽麓〔肆〕28~29)來、初行、日八十里、之署、日行七十里。當歸取衣用、貧、毋皆二歲壹歸、取衣用、居家卅日、其父母□以歸寧、居室卅日外往皆二(元募羣戍卒及居貲贖責(債) 戍者及冗佐史・均人史、

三十三年、發諸嘗逋亡人、贅壻[集解、瓚曰、贅、謂居窮有子、なる場合があり、入り婿は社會的地位が低かった。 (乳贅壻:入り婿。秦漢時代には、貧窮のために女性の家に入り婿と

造戍。(『史記』秦始皇本紀)使就其婦家爲贅壻。]賈人略取陸梁地、爲桂林・象郡・南海、以適三十三年、發諸嘗逋亡人、贅壻[集解、瓚曰、贅、謂居窮有子、

♪制韶丞相□□史、唯不爲人贅揖(壻)□徒數□…☑(嶽麓〔肆〕

337

意味とがあるが、ここでは世帯の意と解釋した。
⑤妻室:妻の世帯。「室」には建物の意味と「室」に暮らす世帯の

某等脫弗占書且有辜 女子某、未有夫。●子小男子某、 室・妻・子・臣妾・衣器・畜產。 牡犬一。●幾訊典某某、 即以甲封付某等、 鄉某爰書。以某縣丞某書、 木大具、 (罪)。某等皆言曰、 門桑十木。 與里人更守之、 甲伍公士某某、 高六尺五寸。 ●妻曰某、亡、不會封。 ●甲室・人。一字二內、 封有鞫者某里士五 侍(待)令。 甲封具此、 甲黨 ●臣某妾小女子某。 (倘) 毋: (封診式8~ 有當封守而 伍 (無) 子大 各有戶 它當 甲家

令更居之。(嶽麓〔肆〕‰) 勿令居隱除。一室二人以上居貲贖責(債)莫視室者、出其一人、

⑥舍室:居住のための建物。

令30) 令30)

解診

ひとまず、33簡と33節は直接連續しないと判斷した。 焉」だとすると、33節冒頭の「官」に續けて讀むのは難しいので、 さらに33筋下端は1㎝弱缺損していて、缺損部に「焉」字の下半分 さらに33筋下端は1㎝弱缺損していて、缺損部に「焉」字の下半分 が書かれていたとすると、他の文字は入らない。33筋末が「即取妻 が書かれていたとすると、他の文字は入らない。33筋末が「即取妻 が書かれていたとすると、他の文字は入らない。33筋にはそれと連

が獄史・令史・有秩吏・屬・尉佐以上とされる。注②所掲嶽麓本條文は吏の婚姻に關する規定である。冒頭で、本條の適用範圍

なっていた。 令史・有秩吏・屬・尉佐が秦の吏の序列において一つのまとまりと〔肆〕錙~紭では、史以上と屬・尉佐・有秩吏が擧げられ、獄史・

場合は」と言っているものと理解した。
これらの吏が、この令が發布された時點から過去二年以内に入り
が解釋しにくいが、この令が發布された後の對應として「…できる
が解釋しにくいが、この令が發布された後の對應として「…できる
が解釋しにくいが、この令が發布された時點から過去二年以內に入り
は「去妻室」をひとまず離婚と解釋したが、注⑤で述べたように
は「去妻室」をひとまず離婚と解釋したが、注⑥で述べたように
は「去妻室」をひとまず離婚と解釋したが、注⑤で述べたように
は「去妻室」をひとまず離婚と解釋したが、注⑤で述べたように
は「去妻室」をひとまず離婚と解した。

35.6 「二歳以來」以降の規定によると、本籍地以外で吏となった籍地の郡縣で吏となった場合は、この令が適用されなかった。陽で吏となり、かつ咸陽を本籍とする女性を妻とした場合、および陽で吏となり、かつ咸陽を本籍とする女性を妻とした場合、および陽で東となり、かつ咸陽を本籍とする女性を妻とした場合、および高援は繋がらないものの、33.6 は33.6 「二歳以來」以降の規定直接は繋がらないものの、33.6 は33.6 「二歳以來」以降の規定

領)に赴任した秦人の吏をその主たる對象としていると考えられよが一致するからであろう。そうであれば、この規定は新地(舊六國か者と癒着するのを豫防するためとも考えられる。咸陽が例外と力者と癒着するのを豫防するためとも考えられる。咸陽が例外と力が、その地で妻を娶るのは禁止されていた。このような規定があ者が、その地で妻を娶るのは禁止されていた。このような規定があ

になる。 には本條の他にも、更の本籍地と、更となった思 にいる者は、更となっている郡縣に戸籍のある人の貲贖刑を免除し を免除することはできず(傍線部④)、一方で本籍地とは異なる郡縣 を免除することはできず(傍線部④)、一方で本籍地とは異なる郡縣 を免除することはできず(傍線部④)、一方で本籍地とは異なる郡縣 を免除することはできず(傍線部④)、一方で本籍地とは異なる郡縣 を免除することはできず(傍線部④)、一方で本籍地とは異なる郡縣 を更となっている者は、更となっている郡縣の黔首に爵を返上させ ることで、その吏の貲贖刑を免除できた(傍線部⑤)。秦代では黔首 を東西行動に對して、本籍地の郡縣か否かによる制限があったこと になる。

除貲贖 a 爲人除貲贖者、 郡人除。 爲疾死・死事者後、 令曰、 吏及黔首有貲贖萬錢以下而謁解爵一級以除、 (b) 屬邦與內史通相爲除。爲解爵者、 尉郡卒令第乙七十六 【中】縣·它郡人爲吏它郡者、 內史及郡各得爲其畍 謁毋受爵、以除貲贖、皆許之。…(中略)…。 (嶽麓 伍 (界) 中人除、 得令所爲吏郡黔首爲 138 (145 獨得除貲贖。 毋得爲它 及 令七 當

《三三七》

●制詔◎丞相□◎☑更◎、唯◎不爲人贅揖(壻)◎□徒數◎□…☑

337 (殘 37+0672-1)

譯

●制。丞相…に詔する。…

…史…、ただ他人の入り婿となっていない場合、…年

注

①制詔:皇帝が命令を下す時に用いられる語。38~30簡注①參照

ひとまず上下を別々に譯出した。判斷した。從って33篤上部の斷片が下に續くか否かも確とせず、②□:整理小組は「御」字に釋すが、殘畫より「御」字ではないと

③史:34~35簡から、「吏」字である可能性も考えられる。

性も殘る。
生も殘る。
性も殘る。

令度之、度之當堤(題)、令出之。(秦律十八種21~23)而復雜封之、勿度縣、唯倉自封印者是度縣。出禾、非入者是出之、餘之索而更爲發户。嗇夫免、效者發、見雜封者、以隄(題)效之、而遺倉嗇夫及離邑倉佐主稟者各一户以氣(餼)、自封印、皆輒出、入禾倉、萬石一積而比黎之爲户。縣嗇夫若丞及倉‧鄕相雜以印之、

予者唯收罪殴(也)、環(還)之。當購有(叉)購之、奏之。令□賞(償)予者。受者當收者殴(也)、以收賞(償)主、乃收餘。

(嶽麓 (陸) 183

盡坐之、 者之皋、 □ □ 免、 論、貲二甲、 雖有叚 縣官丕視 唯謁屬所吏官長歸乃勿坐。 廢。 (假) 以病故口 事】若 代爲行之、 (?) 主及曹事有不當及廢之·留者、 (嶽麓 [伍] 病者與共坐、 詐 [詐 265 避事、 266 皆如身斷治論及存 所避唯、 雖、

⑤贅壻:入り婿。 妻家に寄食すること。 334~336 (注4) 參照

6]徒數:類似の言い囘し 數」ではないかという意見も出たが、殘畫からは釋讀し難い。 (嶽麓 肆 156 159 188 191 から「用徒

短すぎ、贅壻と勞役徴發とをめぐる規定かと推察されるものの、詳 く、贅壻に關する條文の一部である可能性も出てくる。だが文章が 丞相」に續く文字としては「臣」(嶽麓〔伍〕56) や「斯 (=李斯)」 たとおり「御」とは釋せず、斷片を別々に譯出した。因みに「制詔 を「史」字から始まる斷片に接合させたとおぼしいが、注②に述べ 第二卷遺漏殘片に含まれる)。「丞相」の下の字を「御」と釋し、それ しい内容は分からない。 (同87)といった例が存在するものの、いずれも殘畫と適合しない。 二つの斷片が接合しないのならば、 本簡は殘37簡と 0672-1 簡の二片から成る (0672-2 は嶽麓 下の斷片は詔敕の冒頭ではな [柒] 0)

三四〇

內史郡一 一千石官共令 第丙

340 (0522)

譯

內史郡二千石官共令。 第丙

解說

共令の表題簡。 20 簡注①および30~30 簡注③を參照のこと。

《三四一~三四二》

當賣買者一、令相監③、 賣鑑息◎子所以爲□□物◎及它 囂園③・宣深②有斗食嗇夫③・史各一人、 毋 (無) 律令(1)) 議、 母與相襍④稍稟⑤月食⑥者。 341 (0639)

令囂園・宣深嗇夫若史

譯

相襍監、坐如監令史®。它有等比®。

同様にする。 に問われる場合は、 討したところ、 互いに立ち會って監督させることに關して、 るもの、 るのに共同で從事する者がいない。繁殖した官畜の子のうち…であ 囂園・宣深には斗食嗇夫・史がそれぞれ一人いる。月食を支給す およびその他の、賣買するのに該當するものを賣る場合、 囂園・宣深の嗇夫もしくは史に共同で監督させ、 監督した令史に準ずる。 律令に規定がない。檢 類似の事例があれば、

注

①囂園:整理小組は秦獻公が埋葬された囂圉のこととする。 これに

獻公享國二十三年、 葬囂圉。 (『史記』秦始皇本紀

②宣深:整理小組は秦宣太后の墓所と推測する。 (昭襄王) 四十二年、 后は昭襄王の生母で、 安國君爲太子。十月、宣太后薨、 芷陽に埋葬された。 これに從う。 葬芷陽酈山。 宣太

③斗食嗇夫:官職名。百石以上の定まった秩祿を持つ「有秩」(207~ (『史記』 秦本紀

大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。 計日而食一斗二升、故云斗食也。」(『漢書』百官公卿表上) 斗食月奉十一斛、佐史月奉八斛也。一說、斗食者、歳奉不滿百石、 百石以下有斗食,佐史之秩、是爲少吏。[師古曰、 (二年律令292 も嗇夫が配置されたことは、54~59簡注®参照 漢官名秩簿云

爲縣斗食四歲五月廿四日。 (里耶秦簡⑩ 15)

④相襍:複數人が共同で職務にあたること。 恆以八月令鄉部嗇夫・吏・令史相襍案戶籍、 而復雜封之、勿度縣、 餘之索而更爲發戶。嗇夫兒、效者發、見雜封者、以隄 而遺倉嗇夫及離邑倉佐主稟者各一戶以氣(餼)、自封印、皆輒出、 入禾倉、萬石一積而比黎之爲戶。縣嗇夫若丞及倉・鄕相雜以印之、 唯倉自封印者是度縣。(秦律十八種21~23) 副臧 其廷。(三 (題) 效之、

年律令328

⑤稍稟:ここでは毎月一定量の月食を支給すること。「稍」 少しずつの意。21~23 簡注⑤参照。 は少額、

吏·官嗇夫視平、稍稟、令令史視平、不從令。●倉律曰、縣官縣料出入必平、稟禾美惡相襍、 不從令、 大輸令丞視、 貲一甲。 (嶽麓 令

幾其出入、均其稍食。 肆 163 [鄭司農云、 稍食、 祿廩。 疏 稍 則 紹稍稍

與之、

則月俸是也。](『周禮』天官)

⑥月食:一カ月分の食糧として支給される穀物

其免殹(也)、令以律居之。(秦律十八種82~83 窶毋 (無) 以賞 (賞) 官嗇夫免、復爲嗇夫、而坐其故官以貲賞(償)及有它責 者、 稍減其秩・月食以賞 (償) 之、 弗得居。

⑦膰息:整理小組は「□息」とするが、齊繼偉 嘗爲司職吏而畜蕃息。由是爲司空。(『史記』孔子世家: と釋した。「番」は た官畜の子は賣却することができた。 (肆)》補釋二則」(簡帛網二〇一七年二月二三日)に從い「番息」 「蕃」に通じ、家畜が繁殖すること。殖え 「《嶽麓書院藏秦簡

畜息子得錢殿。沮守周主。爲新地吏、令縣論言史(事)、廿六年十二月癸丑朔庚申、遷陵守祿敢言之。沮守瘳言、 周不在遷陵。敢言之。(里耶秦簡® 1516) 畜犬期足。猪・鷄之息子不用者、買(賣)之、 爲新地吏、令縣論言史(事)。 ●問之、

課廿四年

別計其錢 倉(秦律十八種63 畜鷄離倉。

用犬者、

味するのではないか、という意見も出た。
者」と同じく、繁殖した子のうちの「減らしてよいもの」を意讀できるならば、それは前注に引いた秦律十八種の「息子不用讀のきるならば、それは前注に引いた秦律十八種の「息子不用は圖版により確認できない。一方で、もしも「秏(耗)」と釋

●褟市聿彐、縣官有賣買毀(也)、必令令史監、不從令者、貲一⑨監:立ち會って監督する。23簡注②および同條の【解說】參照。

⑩無律令:明文規定が存在しないこと。甲。(嶽麓〔肆〕23) ■關市律曰、縣官有賣買殹(也)、必令令史監、不從令者、貲一

◆史が擔當することになっていた。注⑨所引の嶽麓簡も參照の⑪監令史:監督に當たった令史。財物授受の監督(「監」「視平」)は毋律。今爲令。(嶽麓〔伍〕⑪)申捕以城邑反及非從興殹(也)、而捕道故塞徼外蠻夷來爲閒、賞

(肆〕163~164)●倉律曰、縣官縣料出入必平、稟禾美惡相襍、大輸令丞視、令史律曰、縣官縣料出入必平、稟禾美惡相襍、大輸令丞視、令

盾。(法律答問⑸) 空倉中有薦、薦下有稼一石以上、廷行【事】貲一甲、令史監者一當稟者。謁報、署主廥發。敢言之。☑(里耶奏簡⑨450)

鄉行官事、稟吏卒・徒隸及日食者、毋監令史。謁遣令史監、毋留卅一年二月癸未朔己丑、啓陵鄉守尙敢言之。尚部啓陵鄕官及邑中、

解說

正常の縣には屬さない、陵墓所屬の機關における財物出納時の監 国常の縣には屬夫と中のみが配置されることになった。だが囂園や宣深には嗇夫と中のみが配置され、令史がいないため、 技力、日常的な財物の授受は令史によって監督されることになっていた。だが囂園や宣深には嗇夫と史のみが配置され、令史がいないたた。だが囂園や宣深には嗇夫と史のみが配置され、令史がいないたが、複數人による食糧の支給や、官畜賣買などの監督が難しく、これについての規定。注⑨⑪に引いた嶽麓簡などから知られるとおり、日常的大学では、

■內史二千石官共令□

343

■內史二千石官共令…。

譯

解說

共令の表題簡。200簡注①および30~30節注③を參照のこと。

《三四四~三四五》

昭襄王命®曰、置酒®節(即)徵錢金及它物®以賜人、令獻®、丞請

復用®。 丞獻、 令請出、 以爲恆® 日

344

(0519)

譯

する。 徴收し、人に下賜する際には、令が獻上するなら、 昭襄王の命に次のように言う。酒宴を設けて錢金やその他の物を ●三年に詔して言う。再び用いよ。 丞が獻上するなら、 令が出さんことを請う。これを常制と 丞が出さんこと

注

①命:王の命令。のち「制」に改められる。

以律論之。(秦律十八種183 行命書及書署急者、輒行之。不急者、日觱 (畢)、 勿敢留。 留者

制書、帝者制度之命也、其文曰制。」(『史記』秦始皇本紀) 臣等昧死上尊號、王爲泰皇、命爲制、令爲詔。[集解、 蔡邕曰。

承【命】曰承制。…以命爲皇帝。受(授)命曰制。□命曰制。

耶秦簡⑧ 461)

②置酒:酒宴を設ける。

相國呂不韋坐嫪毐兒。 桓齮爲將軍。齊・趙來置酒。 (『史記』

秦始皇本紀)

始皇置酒咸陽宮、博士七十人前爲壽。 (『史記』秦始皇本紀)

③錢金及它物:

叚 (假) 貸錢金·它物其所治·所治之室人·室 【人】父母妻子同 難 毋 枉 殹 (也)、 以所叚 (假) 賃費貸錢金·它物其息之數、

> 與盜 灋。 (嶽麓 伍 230 5 231

345

(0352)

④獻:獻上する。

令曰、 縣都官獄史毋能治獄計獻者而官吏有能治獄計獻者、 伍 305 令教其

舍、官府及寺舍近宮者□輒 (嶽麓 [陸] 121

行存所郡縣皆便槫

天帝觀獻曰皇帝。 (里耶秦簡⑧ 461

⑤請出:賜り物の支給を願い出ることか。

⑥爲恆:常制とする。

皆各一盾、以爲恆。 各一甲、弗智(知)、 (嶽麓 [肆] **貲各一盾、有不從令者而丞・令・令史弗得、** 380

⑦三年:二世皇帝三年 (前二〇七年)。

(里

⑧復用:再度この規定を運用せよ。 329~331 簡注(6)參照

解說

られたこの儀禮を再び用いるよう、二世三年に改めて命じたのが本 物を改めて對象者に賜與するよう願い出るのが「請出」なのであろ によって必ず分擔されることになっていた。昭襄王期に王命で定め ものとおぼしい。集めた財物を獻上するのが「獻」で、 宴席において財物を集め、それを人に賜與する際の儀禮を定めた 出席者には「令」と「丞」がおり、「獻」と「請出」は令と丞 獻上した財

條文である。

どで行われた飲酒儀禮の一幕なのではないか、という意見も出た。 考慮すべきではないかという意見も残った。 このように定めるのは難しく、 定が後續することから、上計に際して首都、 れておらず、詳細が分かりにくい。一案として、上計についての規 がどこで開かれ、いかなる理由により財物の徴收と賜與が行われる か、「令」「丞」はいずれの機關の長官・次官なのか、 本條文はひとまず右のように解釋できるものの、どのような宴席 方で、儀禮の詳細が明らかでない以上、 整理小組の ないしは地方の縣廷な 「獻」「請出」の語義を 「
献=
讞」という解釋も 等が明記さ

《三四六》

(巂) ② 已、 縣官①上計②執 "灋"③、 復環 (還)® 筭橐、令執灋®・縣官記□□□□□ 上計取 (最)④皇帝所⑤、 皆用筭槖╚□□舊 346 (0561)

譯

を返却し、 處にたてまつるには、いずれも筭橐を用いて…終われば、 縣の官が計簿を執灋にたてまつり、 執灋や縣の官に…させる。 執灋が計簿の總計を皇帝の居 また筭槖

注

①縣官:ここでは 卅一年四月甲申、 五巫倉溲產尸錢萬二千五百五十二。 「縣の官」の意か。 洞庭縣官受巫司空渠良。 (里耶秦簡8

793+∞

人數、 遂囚建詣行在所。 僖公二十八年經 公朝于王所。[杜注、 將計者、 (最) 者、 亦上之。制曰可。

② 計 帳簿· 集計記錄を指す。 140 141 簡注①參照

3)執灋: 地方に置かれた監察官。 24 28 簡注②參照

4 計 したと考えられる。 最:計簿の總計。 地方官吏は帳簿やその總計を毎年中

願 奉三年計最。 [晉灼日、 最、 凡要也。] (『漢書』 嚴助傳

(『玉海』卷一八五會計引 『漢舊儀』

朝

會上計律。

常以正月旦受群臣朝賀、

天下郡

國奉計!

最

貢

獻

戸作

世一年五月壬子朔辛巳、將捕爰・叚 (假) 倉茲敢言之。

徒薄及取(最)丗牒。 敢言之。(里耶秦簡® 1559) 上五

者久留、 ●制詔御史、聞獄多留或至數歲不決、 爲取(最)、偕上御史、 各牒書上其餘獄不決者、一牒署不決歲月日及毄 甚不善、 其擧留獄上之。御史請、 ●卅六 (嶽麓 [伍] 59 御史奏之、其執灋不將計而郡守丞 令無辜者久毄 至計、 61 令執灋上寅 (繫) 而 有皋

⑤皇帝所:皇帝の許。「皇帝所」という表現は他に例を見ないが、 あった可能性もある。後代の「行在所」にあたるものだろう。 「王→皇帝」という名稱變更より前は「王所」という表現で 王在踐土非京師、故曰王所。](『春秋左氏傳

長安宮、 雖在京師、 在泰山則曰奉高宮、 行所至耳、巡狩天下、 [集解、 蔡邕曰、 唯當時所在。] 所奏事處皆爲宮、 天子自謂所居曰行在所、 (『史記』 在長安則日奏 衞將軍驃騎列

敦煌、以次爲(駕)、當舍傳舍。如律令。(懸泉漢簡 V T1311 ③:露二年二月甲戌、敦煌騎司馬充、行太守事、庫令賀兼行丞事、謂使烏孫長羅侯惠、遣斥候恭上書、詣行在所、以令爲駕一乘傳。甘

如律令。 五月□□(懸泉漢簡 II90DXT0112②: 108) 以令爲駕、乘傳奏卒史所奉上者。 敦煌大守賢・長史譚以次爲駕、陽朔二年十一月丁卯、遣行丞事守部候彊奉上陽朔元年計最行在所。

(⑥筭橐:具體的な形狀は不明。上書の際などには専用の袋が用いらの 集上書嚢以爲殿帷。(『漢書』東方朔傳)

厚繪也。綠、其色也。方底、盛書囊、形若今之筭幐耳。〕(『漢書』中黃門田客持詔記、盛綠綈方底、封御史中丞印。[師古注、綈、邊郡發奔命書馳來至。(『漢書』丙吉傳) 。出、適見驛騎持赤白囊、此馭吏邊郡人、習知邊塞發犇命警備事、嘗出、適見驛騎持赤白囊、

記』紀一) 七年…又舊制上書以靑布囊素裹封書、不中式、不得上。(『東觀漢外戚傳)

十郡取殿一郡、 郡所移幷筭而以夬(决)具到御史者、 事咸陽者。 不具者、 獄史均新地。)監御史下劾郡守。縣官已論、言夬 取殿數如 輒卻、道近易具、具者、 御史掾平之如令、有不具不平者、御史卻郡而歲郡課、 郡。 (嶽麓 奇不盈十到六亦殿一郡。 殿者、貲守・守丞・卒史・令・丞各二甲、 伍 48 51 郡守輒移御史以齍 (决 獄數率之、嬰筭多者爲殿 ☑亦各課縣。 郡守、 郡守謹案致之。 (賫) 御史課中縣 使及有 而令

「算橐に戻す」ことではないかという意見も出た。特別な袋であったためであろうか。一方で、取り出した計簿を還:計簿を收めていた袋を、提出者に返却することと解釋した。

8

「《嶽麓書院藏秦簡(肆)》初讀」の指摘に從い、改めた。「《嶽麓:整理小組は「報訂」と釋讀するが、「簡帛論壇」の雷海第

(9)

解說

出た。 見え、こうした文書を收めるのが けられる大きさであったことを推測させる。その一方で、注⑥に引 うである。『酉陽雜俎』鱗介には、 だが、注⑥で指摘した張家山漢墓の「算嚢」は算木を入れる袋のよ 計は「算橐」と呼ばれる袋に收めて提出された。その形狀等は不明 いた嶽麓簡には文書名とおぼしい が烏賊に化したという逸話があり、 のものではなく、その總計のみでよかったのだろう。計簿やその總 列されるが、後文との接續關係は不明で、暫く單獨で譯出した。 て規定した條文。以下、計簿や功績報告書の提出に關連する簡が配 最」とは總計のことであり、 まず縣は郡に「計」を、郡は皇帝の許に「計最」を提出する。 縣から郡、 郡から中央への計簿の提出、 郡から中央に提出されるのは計簿そ 「算」(ポイントを記した文書?)が 「算橐」ではないかという意見も その形狀、およびそれが身につ 始皇帝が海に落とした「算囊」 すなわち上計制度につい

《三四七~三四九》

図實⑤、 上攻 |御 "史 "、 完爲城旦⑥。 後上之恆與上攻 亦発除。攻 所執"灋"⑨、 発之、屬·尉佐②·有秩吏③、 皆冤之。上攻 (功) 勞軍皆令自 "占 "、不 以尺牒"書當免者人一牒®、 上其日⑩、 (功)皆(偕)四、 (功)®當守六百石以上®及五百石以下有 史以上牒『丞 執灋兒之、 獄史・令史・縣 署當兒狀®、 而上 348 347 機御史・ (0523)

349 (0520)

させ、自ら申告して事實の通りでなければ、完城旦とする。一尺の つるのは常に功績を報告するのと同時に行う。獄史・令史・縣… れを罷免し、 たてまつり、御史がこれを罷免し、屬・尉佐・有秩吏は、執灋がこ 執灋はその日數を報告し、史以上については牒を丞【相】・御史に べき理由を書き、それぞれ功績を報告する所の執灋にたてまつり、 牒を用いて罷免すべき者を牒書すること人ごとに一牒とし、 がいるときは、また任発する。 百石以上の官を守すべきとき、 …できない者は、いずれもこれを罷免する。 牒を御史・丞相にたてまつる。その後、これをたてま 功績・勤務日數はいずれも自ら申告 および五百石以下で令に該當する者 功績を報告して、 罷免す

> 177 (179 心也。 再詑其上、 灩 (儒)服。 今丁有宵(小)人心、 案例②) 有白徒罪二、此以完爲倡。 夫灩 (儒) 者君子之節也、 盗君子節、 禮者君子學也、 君曰、 有(叉) 盗君子學以上功、 當代 (哉)。 盜者小人之 (奏讞書

柳下季日、

吏初捕丁來、

冠鉥

(鷸)

冠。

臣案其上功牒、

署能治禮

☑上功勞名籍一編。敢言之。(肩水金關漢簡 73EJH2: 28)☑□敢言之。候官移檄府、檄曰吏☑

②守六百石以上:「守」は守官を指す。 に關しては六百石以上と五百石以下が一つの境目となり、 が異なっていたと考えられる。 また官吏の任発や賞罰

六百石以上奪爵、 十二年、文信侯不韋死、竊葬。其舍人臨者、 遷。五百石以下不臨、遷、 晉人也逐出之。秦人 勿奪爵。(『史記』秦

☑免之、六百石以上已免、御史以聞。 始皇本紀

貲一甲。 ● 令 曰、 吏及守吏六百石以上已受令、未有乘車(攝麓〔伍〕諸有乘馬者、毋敢步遠行衝道、行衝道過五日 行衝道過五日〈百〉 里、

●遷吏□(嶽麓

③當令:令に該當する、上級機關からの指示內容に合致する、 但し、ここでの「令」の具體的な內容は不明。 0) 意

廿六年十二月癸丑朔辛巳、尉守蜀敢告之。大(太)守令曰、

買徒隸數。 毋有亦言。 □□□侯中秦吏自捕取、 三年二月壬寅朔朔日、 問之尉、毋當令者。敢告之。(里耶秦簡®67+8652) ●問之、毋當令者、 遷陵守丞都敢言之。今日、 歲上物數會九月朢 (望) 敢言之。 大(太)守府、 恆以朔日上所

一月壬寅水十一刻刻下二、郵人得行。 圂手。 (里耶秦簡8

注

①上功:功績を報告する。 (里耶秦簡® 1531

功令。 諸自言功勞、 來歲並數上。 (肩水金關漢簡 73EJT31: 163) 皆證其歲、 與計俱、 新視事若有相前後其等、

⑤自占不實:自ら申告して事實の通りでない。	知律令、文、年卅歲、一個官窮虜燧長簪褭單立	內史七歳□□	凡十五歲九月廿五日凡功三乙三歲九月廿五日	守遷陵丞六月廿七日	□□八月廿日	爲縣司空有秩乘車三歲八月廿二日	爲縣斗食四歲五月廿四日	爲縣令佐一歲十二日	□ 爲官佐六歳	凡□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	④勞:勤務日數。7~9簡注⑨參照。
りでない。嶽麓簡には「自占不89・24)	長七尺五寸、應令。居延中宿里、家去官、中功五、勞三月、能書會計、治官民、	(里耶秦簡⑩ 15)	三歲九月廿五日 □五十歲居=	□□可□屬洞庭		二日 □□遷陵六月廿七日定=	●□凡功六三歳九月廿五日	□勞四∠三九月廿五日	□功二	□□□郷廿二年□□	0

以實占吏其名吏(事)官、吏三問之而不以請(情)實占吏者、行□□□□□。有不從律令者、都吏監者□舉劾、問其人、其人不亟〔伍〕ゐ~殆)

其所犯律令辜、

(又) 駕

加

其皋一等。

廷卒乙廿一(嶽

歲。(懸泉漢簡 II0114 ③: 54))兵令十三。當占緡錢、匿不自占、【占】不以實、罰及家長戍邊〔伍〕၊®~㎏)

墨將名籍一編。敢言之。(居延漢簡 282‧7)初元三年十月壬子朔辛巳、甲渠士吏彊敢言之。謹移所自占書功勞

城旦:この下には一文字分の空白がある。

6

18) 簡注①参照。 ⑦以尺牒牒書:一尺の長さの牒を用いて~を牒書する、の意。177~

●奔敬(警)律曰、先粼黔首當奔敬(警)者、爲五寸符、人一、●奔敬(警)律曰、先粼黔首當奔敬(警)者、八字、田之。黔首老弱及疼(整)故徼外盗徹所、合符焉、以譔(選)伍之。黔首老弱及疼右在、左在黔首、黔首佩之節(即)奔敬(警)者、爲五寸符、人一、●奔敬(警)律曰、先粼黔首當奔敬(警)者、爲五寸符、人一、

官各以二尺牒疏書一歲馬將計者、亦上之。制曰可。 人數、 者久留、 恆會八月望。 (最)者、 制詔御 爲取(最)、偕上御史、御史奏之、其執灋不將計而郡守丞 甚不善、 各牒書上其餘獄不決者一牒、署不決歲月日及毄 史、 (二年律令256 聞獄多留或至數歲不決、令無辜者久毄 其舉留獄上之。御史請、至計、 牛它物用稾數、 卅六(嶽麓 伍 餘見芻稟數、 59 61 (繫) 令執灋上寅 上內史、 而 三有鼻

上者、節

皆貲二甲、

除書到中尉、

雖後時、

(也)、遣□能令自占、自占不審及不自占而尉聽之。補軍吏·令·佐史、必取壹從軍以

●置吏律曰、縣・都官・郡兗除吏及佐・羣官屬、

盡三月而止之。其有死亡及故有缺者、

爲補之、毋須時。

郡免

以十二月朔日免

字跡か否かは不明である。もある。なお、圖版では

審」の例があり、また「不以實」「不亟以實占」といった表現

「實」字の右上方に墨跡が見えるが、

除及遣者、

有不以實者而弗得、

坐如其稗官令。

●內史倉曹令甲卅

(嶽麓

縣廷案之、

薄

(簿)

●令曰、…(中略)…過百里者、上居所縣廷、

廢。

(嶽麓

肆

220 5 222

牒書吏遷序免給事補者四人、人一牒。

官。聽書從事、如律令。(正) 建武五年八月甲辰朔丙午、居延令 ・丞審告尉、謂鄕、移甲渠候

延漢簡 E.P. F22: 56AB) 甲渠●此書已發。傳致官亭閒相付前。 掾黨・令史循。〈背〉(居

●署〜狀:〜の由を記す。

令案視。當就食、其親·所智(知)(嶽麓〔肆〕33) 縣恆以十月粼、牒書署當賣及就食狀、須卒史·屬糞兵、取省以令、

⑨各上上功所執灋:それぞれ功績を報告する場所の執灋に報告する。⑨各上上功所執灋:それぞれ功績を報告である。なお王偉「嶽麓書院藏秦簡札記(四則)」(簡帛整理小組は「各上、上攻所執灋」とするが、この斷句では解釋整理小組は「各上、上攻所執灋」とするが、この斷句では解釋を理小組は「各上、上攻所執灋」とするが、この斷句では解釋を理小組は「各上、上攻所執灋」とするが、この斷句では解釋を理小組は「各上、上攻所執濟」とする。

⑩日:計算した功勞の日數か。一方で「卒」の誤記とする或說も出

①上其日史以上牒:ひとまず「その日數を報告し、史以上について、の意とした解釋だが、「以上」の下の重文符號が脱落していて、の意とした解釋だが、「以上」の下の重文符號が脱落していて、は牒を…にたてまつり」と譯した。「牒」を「牒を提出する」

べられることから、この部分は彼らと往々にして並列される一方で、後文に「屬・尉佐」らの功績報告・罷免の手續が述

決定。

文史以上:執法が丞相・御史に書類を提出し、御史が罷免を上牒御史・丞相。」となり、郡の官吏の功績報告の手續は、丞【相】・御史、御史免之。屬・尉佐・有秩吏、執灋兗之、而丞【相】・御史、御史免之。屬・尉佐・有秩吏、執灋兗之、而不という意見も出た。その場合、この文章は「上其卒史以上牒かという意見も出た。その場合、「日」は「卒」の誤記ではない

後報告。
・尉佐など:執法が罷免を決定し、御史・丞相に書面で事

という區分があったことになる。

⑫屬・尉佐:郡に所屬する吏。34~33簡注②參照

上位に位置する。20~20簡注②参照。 ③有秩吏:百石以上の定まった秩祿を持つ官吏。斗食・佐史よりも

④偕:~と同時に行う。

(『史記』儒林列傳) 所二千石、二千石謹察可者、當與計偕、詣太常、得受業如弟子。 文學、敬長上、肅政敎、順鄕里、出入不悖所聞者、令相長丞上屬 太常擇民年十八已上、儀狀端正者、補博士弟子。郡國縣道邑有好

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄(簿)、署初到初受所及所繕·用徒數于屬所尉、與計偕、其力足(嶽麓〔肆〕⑼) 歲上春城旦·居貲續〈贖〉·隸臣妾繕治城塞數·用徒數、及黔首

一人與上攻者偕諸 ☑(里耶秦簡⑨1078)甲。 ●卒令乙五(嶽麓〔伍〕100~10)

上年日月・官別留日數・傳留狀、

與對皆

偕

上。不從令、

らしい。こうした罷免者の報告は、本來は功勞報告と別に行われて の30簡に見えるとおり、功勞報告は八月五日を期日としていた。 いたようだが、その後は同時になったことが最後に述べられる。 中央の丞相・御史に提出するが、罷免者の身分によって手續が異な 先となっている執法に上呈される。執法はそれを取り次ぎ、書類を 罷免される者それぞれについて書類が作成され、それが功勞の提出 合の科罰規定を挾み、罷免の際の具體的な手續が述べられる。まず 細は不明。續いて、功勞の自己申告が事實のとおりではなかった場 冒頭部分は官吏の罷免についての規定だが、先行する簡を缺き、詳 の背面に映っており、 執法が罷免を決定できる者と、 34~340億を連續するものとして譯出した。 決定權が御史にある者とがいた 次

《三五〇~三五二》

取 (最)④・志⑤・郡〈群〉課⑥・徒隸員簿⑦、會十月望。同期 □官、恆令 "史・官吏[®]各一人上功勞・吏員[®]、會[®]八月五日。 上計

350

(2148)

人。上計取(最)者、被◎兼上志□・羣課・徒隸 ☑一縣用吏十人、小官®一人、凡用令史三百八人、用吏三百五十七 ●議、獨令 "史上計取 (最)・志・羣課 - ・ 徒隸員簿、 用令史 (0813)

四百八十五人、而盡歲官吏一上攻

(功)者

352

(0805)

其四人缺

牢監一人

常に令史と官の吏それぞれ一人に功勞と官吏の定數をたて

簿をたてまつらせ、十月望日を期限とする。 八月五日を期限とする。計簿の總計・志

まつらせ、

あわせて志・群課・徒隸員簿をたてまつる。 八十五人を用いることとし、 のみに計簿の總計・志・群課・徒隸員簿をたてまつらせ、令史四百 …一つの縣は吏十人を用い、小官は一人。およそ令史三百八人を い、吏三百五十七人を用いる。計簿の總計をたてまつる場合は、 一年が終わり、 檢討したところ、令史 官の吏が功績をたてま

用

注

つる場合は…

①官吏:ここでは「官吏」が「令史」と並置され、「役人」の汎稱 ではないように見える。都官の吏、ないしは官嗇夫をはじめと 外のその他の官吏を指すのではないかという意見も出た。 した諸官の役人か。一方で、「官吏」はやはり汎稱で、令史以

②吏員:官吏の定員。定員數のみならず、 數なども報告されたと考えられる。 定員に對する餘剰・不足

吏員百三人 令史廿八人 遷陵吏志 □□十八人 □□人繇使 其二人缺 校長六人 三人繇使 今見五人 官嗇夫十人 今見二人 今見廿四人 其七人缺 官佐五十三人 廿二人繇使 其二人缺 凡見吏五十一人 今見一人 長吏三人

吏員二千二百三人、大守一人、丞一人、卒史九人、 十人、嗇夫一人、凡廿七人。(尹灣漢簡 YM6D1) 屬五人、

徒隸員

□□●今定贏員卅☑	
(里耶秦簡⑨ 1392)	

③會:〜を期限とする。

恆會八月望。(二年律令56) 官各以二尺牒疏書一歲馬 牛它物用稾數· 餘見芻稾數、 上內史、

皆會八月朔日試之。(二年律令44

史・卜子年十七歲學。史・卜・ · 大祝、郡史學童詣其守、 祝學童學三歲、 學佴將詣大史・大

律十八種13~14)

計簿の總計。 346 第注③參照

⑤志:記錄を指す。里耶秦簡には種々の志がある。

群志
一旦
「本」
「本」 (里耶秦簡⑧ 24) 謁令饒定。 敢□ (里耶秦簡⑧ 42+⑧ 55)

式具此

(枳) 枸三木。 去鄉七里。 貳春鄉枝 中。以。

格廣半畝、

高丈二尺

(里耶秦簡⑧ 94) (枳) 构志。

☑下廣一畝。 世四年不實。 (里耶秦簡⑧ 455)

世四年、啓陵鄉見戶、 當出戶賦者志□

見戶廿八戶、當出繭十斤八兩。□ (里耶秦簡® 518

官各有辨、 鞫□悍上禾稼租志誤少五【穀】 非其官事勿敢爲、 非所聽勿敢聽。 □□(里耶秦簡® 1246B 諸使而傳不名取卒·

-兵・禾稼志者、勿敢擅予。 (二年律令216

⑥ 羣課:

各種考課の結果に關する記錄

田課志。

凡一

暴園課。 (里耶秦簡⑧ 383+⑧ 484)

田嗇夫壼酉(酒)束脯、 以四月・七月・十月・正月膚田牛。 醉田嗇夫、 有(叉) 里課之、 罰冗皀者二月。其以牛田、 最者、 爲旱(皀) 賜田典日旬、 者除一 卒歳、 更、 以正月大課之、最、 牛減絜、 殿、 賜牛長日三旬。 治 (**答** (答) 删。 主者 (秦 殿

後此等勿言。 而勿廢、 司馬慶故爲冤句令、 定陰忠言、律曰、 請論慶。 制書曰、諸當廢而爲新地吏勿廢者、 顯大夫有辜當廢以上勿擅斷、 祚 ●廿六(嶽麓〔伍〕53~55〕 (詐) 課、 當廢官、 令以故秩爲新地吏四歲 必請之。 即非廢。 今南

⑦徒隸員簿:徒隸の定員を記した帳簿。 不足數や勞作の狀況なども記したと考えられる。 あわせて定員から

の餘

⑧小官:ここでは規模の小さな都官を指すか。

遷陵隸臣員不備十五人。(里耶秦簡8 986)

此鼠 別緝以叚 不盈七人者、三人以上鼠(予)養一人、小官毋(無)嗇夫者、以 養・車牛、都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠(予)車牛・僕、 五人、車牛一兩(輛)、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共 一兩(輛)、見牛者一人。都官之佐・史冗者、十人、養一人、十 都官有秩吏及離官嗇夫、養各一人、其佐・史與共養、十人、車牛 (予) 之。(秦律十八種72~75) 僕·車牛。豤生者、 食其母日粟一斗、 旬五日而止之、

|被: 「割く」 の意。 264 ただし、ここでの正確な

計最とともに「志」などをたてまつることか。 意味合いは不詳。何人かの「上計最者」がそれぞれ分擔して、

吏輒被事之。 妾未使而衣食公、百姓有欲叚 倉律(秦律十八種48) (假) 者、 叚 (假) 之、令就衣食焉、

かだが、直接は繋がらないと考えた。 簡から31
簡へは文章がうまく繋がらず、 やや不自然である。ひとまず前條とは切り離して譯出した。また30 と訓讀できる。だが「獄史・令史」と「縣官」が並置されるのは、 349 第と30 簡を接續させれば、「獄史・令史・縣/官は、恆に…」 關連する內容を持つのは確

數も絞られることになったようである。 たが、討議の末、今後は令史のみが送られ、かつ從事する官吏の總 規模な都官からは一名が送られ、そのなかには令史以外の官吏もい 持って行く官吏の數と身分に關する規定。現狀では縣から十名、小 條文の內容は功勞報告および計簿提出の時期や、それらの書類を

《三五三》→《伍六二》

■廷①內史郡二千石官共令②

●第己

今辛³

3

353 (0081 + 0932)

譯

廷內史郡二千石官共令。 ●第己。

●今辛。

注

①廷:廷尉のことか。

祠焉。廷當、嘉等不敬祠、 當棄市。 (嶽麓

罪人獄已決、 上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、 (乞) 鞫者各辭在所縣道、縣道官令·長·丞謹聽、 自以罪不當欲气 乞 (二年律令14~17 鞫者、 許之。…(中略)…。 書其气 廷及郡各 (乞) 鞫

●御史大夫、廷尉、內史、典客、中移旁近郡、御史・丞相所覆治移廷。 少府令、 各千石。(二年律令44~41 大夫令、漢郎中、奉常、秩各二千石。御史、丞相、相國長史、秩 備塞都尉、 郡守、尉、 衛 中尉、 衞 將軍、 車騎尉、 衛〈衞〉尉、 大僕、長信詹事

②共令:複數の官署もしくは事項に共通する令のこと。36~37簡注 ③參照。

)第己、●今辛:從來「己」に屬した令が「辛」に移ったことを 共令に二篇の令が新たに挿入され、それに伴って後方へと移さ 後ろに二つずれていることから、ある時點で廷內史郡二千石官 內史郡二千石官共令は全て「●第~ ●今~」あるいは「●~ えたのであろう。なお、斷簡を除き、 えとなった、という可能性などが考えられる。 れた、あるいは②順序とは關わりなく、 が確認できる。變更の經緯については、①十干の順序でみると ●今~」となっており、「戊→庚」「己→辛」「庚→壬」の變更 指すと考えられる。「今辛」の部分は別筆であり、後に書き加 今までに知られている廷 何らかの理由で配置換

[肆]

譯

の擔當者は…

①校:本條文の

「校」は照合する、および照合を行った記錄のこと。

ここで照合されているのは

計

獄計

③も參照のこと。

注

灋と同じ場合は、それぞれ分別してこれをその曹にたてまつり、曹 べて集計に立ち會い、それからともにこれを校する。その計所が執

…その校を獄の屬する所の執灋にたてまつり、執灋はそれぞれ調

|廷內史郡二千石官共令 | 廷內史郡二千石官共令 ●戊

内更官共令

弟

(第)

●第庚

今壬

(嶽麓 伍

98

(嶽麓 [陸]

89

[陸]

今庚 (嶽麓

63

(解說)

同様にして配置が變更されている (〔肆〕35→〔陸〕 その後第五册に再錄され、 本簡は、 第四册に收められていた他の 先行する條文の令篇名としてこの位置におかれていたが、 新たな整理番號を與えられた(嶽麓〔伍〕 「■廷內史…」という篇題簡も、 63、[肆] 39→[伍]

上其校①獄屬所執"灋"②、

灋者⑤、各別⑥上之其曹♡″、主者□ 各以案臨計③、 乃相與校之學。

354 (0018)

其計所同執

諸它官不治獄、

獄屬它縣官者、

獄屬所其遣獄史往捕、

即令捕

者與

321 322

[肆 27

其非遺獄史往捕殴 (也)。(嶽麓 [伍]

其獄屬所執灋、獄屬所執灋具論當坐者。(嶽麓〔陸〕52~8)・一諸爲符官各悉案符、令初下以來、官報左符到而留者、 (嶽麓 [陸] 52~53)

移

廷日校案次編、月盡爲取

ぞれの」縣に赴くことと解釋した。

【解說】も參照。

を行うことだろう。こうした手續を「それぞれ」行うとは如何

一検査に立ち會うこと。「案」はそれに先だって關連する調査

なる意味なのか、はっきりしない。暫く執灋が管轄する「それ

上其物數縣廷、 以 臨計。

伍 252

――」であろう。 注 當收者、 令 獄史與官嗇夫·吏襍封之、

廿七年八月辛丑、遷陵拔·丞歐徵訊啓、 舜日□

正

狐、 ∞、啓計校繆、不上校、大誤、坐計繆☑與此相遝、它如劾。●史有視獄。啓☑

(背) (里耶秦簡⑨ 706)

□□年後九月辛酉朔丁亥、少內武敢言之。上計[牒、 謁告遷陵將計丞□上校。敢言之。 □□□而後論者獄 (里耶秦簡⑧ 164+

校**、** 廿 一

②獄屬所執灋:獄が所屬している執灋。 ☑遷陵獄史午校之、毋短 (里耶秦簡⑨ 1514) 所屬する執灋に裁判記錄を

上申する規定が嶽麓簡にみえる。

③各以案臨計:「臨計」は獄計

奏罪名、幷正舉者。(『續漢書』百官志注引應劭漢官儀 有非其人、臨計過署、不便習官事、 書疏不端正、 不如詔書、 有司

其聽書、 司空吳人髠傅依所當衣服、 移校九年應獄計。 除錄血 夢・

張掖郡肩水庾候官本始三年獄計。坐從軍假工官…田卒准陽郡萊商齊所共盜昌錢八百(走馬樓漢簡號)

獄計。承書從事如律令。(R 陵石里男子王奉世有獄事、 卌七年十二月丙子朔辛卯、 里高奉親、 已移家在所(居延漢簡 293・7) (邗江胡場五號西漢墓簡牘1・2) 事已復故郡鄕里、 廣陵宮司空長前丞□敢告地下土主。 遣自致移指穴卌八年 廣

④相與校之:執灋とともに某官 錢輒輸少內、皆相與靡 行った。 除封印。 ―縣の獄史?―― (嶽麓 肆 113 が照合を

☑洞庭叚屬其與巴叚卒史丑校之、弗受。(里耶秦簡⑨2305)

⑤其計所同執灋者:「計所」は「計所官」、すなわち原帳簿を管理し が郡治となる縣に置かれ、 ている官署。24~27簡注⑥參照。「計所同執灋」とは、 執灋と所在を同じくしている場合を 「計所_

⑥別:分類する。

がここでは「上之其曹」とあり、 : 縣には獄關連の曹として「獄東曹」や「覆曹」がみえる。 「曹」かもしれない。 縣より上級の機關 (執灋?) だ

> 獄東曹書一 (里耶秦簡⑤ 22) 封、 丞印、 詣無陽。 ●九月已亥水下三刻、 □□以來。

☑獄南曹書二封、 (里耶秦籣® 728+® 1474) 遷陵印。 洞庭泰守府、 洞庭尉府。 九月口

●疑毋憂罪、 它縣論、 敢讞 識 之、 謁報、 署獄史曹發。 (奏讞書

、 遷陵以郵行。 6 7 案例①

覆曹發。 ●洞庭 (里耶秦簡⑧ 2550)

解說

からも接續・前後關係がつかめない。 つ。相互に關連する可能性はあるが、背面の劃線は連續せず、 34・35・35簡はいずれも「獄」ないしは「計」に闘わる內容を持 暫く別々に譯出した。 文意

だが、詳細は分からない。 れを共同で行ったらしい。後半は提出先についての特例規定のよう 記錄を受理すると同時に、各縣に赴いてその檢査にも立ち會い、そ に關する規定だろう。執法は下級機關 本條文は、裁判記錄のチェックや、その檢査結果の執法への提出 ---- 縣レベル ---- の檢査

釋すら定めにくい。獄校律の諸注や【解説】も參照されたい。 が推測されるが、制度の全貌がなおもつかみづらく、「校」字の解 嶽麓簡には「獄校律」(22~23簡、27簡)が見え、本條文との關連

三五五

☑…治(?)獄◎□校者、各上其校◎屬所執灋。 其治 (?) 獄者□□

(0099-1)

譯

たてまつる。その裁判を行う者… …裁判を行い…校する者は、それぞれその校を屬する所の執灋に

注

①治獄:裁判を行うこと。

治獄者、各以其与力;欲令治獄者務先寬。(『漢書』景帝紀) 後元年春正月、詔曰、獄、 重事也。 有令讞而後不當、讞者不爲失。 人有智愚、 官有上下。獄疑者

擅覆治之、皆以鞫獄故不直論。(二年律令目) 敢放訊杜雅、求其它罪、 及人毋告劾而

②校:照合を行った記錄。 354 簡注①參照

解說

おぼしいが、詳細は不明である。 容は前簡と同じく、裁判案件のチェックやその報告に關するものと 眞で判讀できない文字もあるが、暫く整理小組の釋字に從った。內 簡の上部が削げ、複數の文字が見えない。「治」字をはじめ、 寫

356

(0395)

《三五六》 計。其做①者、

補繕

②以上計③。

: 計。 その破損したものは、 補修してから計簿をたてまつる。

譯

注

①敝:やぶれる、そこなう。

祭服敝則焚之、 祭器敝則埋之、 龜策敝則埋之、 牲死則埋之。

(『禮

縣官器敝不可繕者、 記』曲禮上) 賣之。 諸收人、 皆入以爲隸臣妾。

(二年律令

②補繕:補修すること。

151

153簡の注①を参照

③上計:計簿を上級の機關に送ること。 ●縣官上計執灋、執灋上計取 (最)皇帝所、皆用筭橐□□薔

復環(還)筭槖、

令報訓縣官。

(嶽麓 〔肆〕

346

標識を削除したうえで廢棄するという規定が睡虎地秦簡に見える。 ば廢棄していたことが窺える。また官有品を廢棄する際には、備品 とされた官有品を分別し、補修可能であれば補修し、不可能であれ ら集計・報告するよう、命じた規定だろう。里耶秦簡からは、「敝」 で「計」を動詞と見て、「計其敝者、補繕以上計」と讀む案も出た。 いずれにせよ、計簿の上呈に際し、破損した物品は補修を行ってか この案に從うと「その破損したものを敷えて、…」という譯になる。 て破損品に言及されている、という條文の展開が想定される。一方 破損していない物品についてまず規定したうえで、「其敝者」とし 先行する簡を缺いていると見て、冒頭の「計」の下で斷句した。

遷陵敝當糞不當輸內史者 【陵】敝可補繕當輸內史者。 (里耶秦簡⑨ 200 (里耶秦簡⑨ 1616)

七プ年金巻

兵當繕者(里耶秦簡⑨1758)

縣·都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩之。(秦律十八種

86

《三五八・三五七・三五九》

老·库(癃)病®·毋(無)賴不能作者®、遣就食®、蜀守®☑者賣之。隸臣妾·城"旦"·春司寇·鬼薪白粲及毄(繫)城旦春®

當就食、其親・所智(知)欲買勿令就食、許。其適(謫)皋®、不得

359

50

譯

ついては、就食させ、蜀守… よび繋城旦春のうち老齢や癃病や能力缺如により作業できない者に…者はこれを賣却する。隷臣妾・城旦・城旦春司寇・鬼薪白粲お

のに該當するときは、その親族・知人が…を回收して檢査するのを待って、令によって査察させる。就食する就食するのに該當する理由を記し、卒史・屬が武器を廢棄し、それ縣はつねに十月に選んで、牒書を作成し、賣却するのに、および

ないことを望めば、許可する。謫罪がある場合は、賣却できない。就食するのに該當するものの、その親族や知人が買って就食させ

注

①隷臣妾が置かれている理由は不明。
の城旦春を監視する職務につけられた者のこと。24~28簡注⑧愛照。なお、各種城旦春より前「繋城旦春」とは、一定の期限つきで城旦春と同じ勞役に就けの城旦春を監視する職務につけられた者のこと。50簡注①参照。

③無賴不能作者:「無賴」とは作業する能力が無いこと。28~28簡

舂作者、月禾一石二斗半斗、未能作者、月禾一石。(秦律十八種4)小城旦、隸臣作者、月禾一石半石、未能作者、月禾一石。小妾、

働句も考え得る。
④就食:食料を求めて他所に移動すること。この條文では「就食」のりに、「就食」と「蜀守」の間で斷句した。あるとはできないので、「就食」と「蜀守」の間で斷句した。あるの後に「蜀守」という官職名が續き、これを就食地と見なすこの後(質報を求めて他所に移動すること。この條文では「就食」

上) 人相食、死者過半。高祖乃令民得賣子、就食蜀漢。(『漢書』食貨志人相食、死者過半。高祖乃令民得賣子、就食蜀漢。(『漢書』高帝紀上)關中大飢、米斛萬錢、人相食。令民就食蜀漢。(『漢書』高帝紀上)關

縣官當就食者、請止、勿遺就食。它有等比。●制曰、可。〈嶽麓●東郡守言、東郡多食、食賤、徒隸老・庠(癃)病・毋(無)賴、

肆 360

⑤蜀守: 秦置。(『漢書』地理志上) 蜀郡の郡守のこと。

有告及行有告、 諸有辜當悪 (遷) 縣官皆勿聽而亟傳詣署 輸蜀巴及恆 (遷) 所者、皋已決、 (遷) 輪 輸 所、 當傳而欲 勿留。

(嶽麓 伍 33 5 34

卅四年六月甲午朔乙卯、 洞庭守禮謂遷陵丞。 (里耶秦簡® 755)

⑥粼:「遴」に通じ、「えらぶ」の意。 177~180 簡注②参照

と解した。

| 牒書署當賣及就食狀:「牒書署」は册書の形式で記錄すること。 だろう。 妾以下については就食させる理由を、それぞれ册書に記したの ては賣却の理由を、「遣りて就食せしむ」(同)とされた隸臣 簡注⑧ 参照。「…者は、これを賣る」(38簡)とされた者につ ~80簡注①参照。「署~狀」は、「~の由を記す」の意。 347

⑧卒史・屬:いずれも下級の官吏。25~21 第注⑩、 十七年二月丙子朔庚寅、 **窓照。縣に所屬する者は今のところ見あたらず、いずれも郡レ** ベル以上で勤務する屬吏である。 洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・叚卒史穀 および34 簡注②

以便母 (無) (里耶秦簡⑨ 2283) 病、 黔首爲故不從令者、 貲丞·令史·執灋 執 灋

三歲壹幷課、 丞·卒史各二甲。 取寂 (嶽麓 (最) 一人以爲尚書卒史。(二年律令46 [肆] 287

12 其親

所知

: 「親」とは親族。

30~31 簡注 9 參照。

「所知」

は知人。

十人、嗇夫一人。凡廿七人。都尉一人、丞一人、卒史二人、吏員二千二百三人。大守一人、丞一人、卒史九人、屬五人、 書佐五人、凡十二人。(尹灣漢簡 YM6D1 正

9 |糞兵:武器を廢棄すること。「糞」については14~16簡注④參照。

取省:受け取って檢査すること。秦律十八種には、 器の廢棄(「糞」)が決定した後、それを受領して檢査すること 物品を「取」って「糞」するという規定が見える。ここでは武 補修できない

(10)

貲嗇夫一盾。(秦律雜抄21~23) 貲其曹長一盾。大(太)官、右府、 采山重殿、貲嗇夫一甲、佐一盾。 (廢)。殿而不負費、勿費。賦歲紅 (功)、未取省而亡之、及弗備、 左府、 三歲比殿、 右采鐵、左採鐵課殿 貲嗇夫二甲而灋

視也。(『說文解字』四篇上

可葆繕者、乃糞之。金布(秦律十八種89 傳車·大車輪、葆繕參邪、可殴 工師二甲、丞・曹長一甲、徒絡組五十給。(秦律雜抄17~18) 省殿、貲工師一甲、丞及曹長一盾、 (也)。韋革·紅器相補繕。取不 徒絡組廿給。 貲

⑪案視:査察すること。

其不得買及馬老病不可用、 而札書得、必謹案視、參食者、即不法、止詰之。 自言郞中、 郎中案視、 爲致告關中縣道 (『墨子]

官 賣更買。 ●制曰、 可。 (二年律令514 515

親及所知」として並記される場合もある。

自得之、其當論畀主、 治獄者親及所智弗與同居、 (價)、弗爲請而謾】 🗆 自歸主、主親・所智 而欲勿詣吏論者、皆許之。(二年律令回 以獄事故受人財及有賣買焉 (嶽麓 [伍] (知)、及主・主父母・子若同 【而故少及 居 求

(13) ここで罪科の有無が問われているのは、購入を希望する親族 に改めた(「嶽麓秦簡肆校商(三)」簡帛網二〇一六年三月二九日)。 人の側であろう。秦律十八種に類例が見える。 整理小組は「歸辠」と釋すが、陳偉に從い (謫

適戍之衆、不亢於九國之師 [師古注、適讀曰謫、 罰也。(『說文解字』三篇上)

謂罪罰而行也]。

冗邊五歲、毋賞 百姓有母及同牲(生)爲隸妾、 (『漢書』 陳勝項籍傳 日八錢。 (償) 興日、 司空 (秦律十八種151 以免一人爲庶人、許之。 非 適**、** (謫) 皋**、** (罪) 殹 也 或贖悪 而欲爲

定されている。また「就食」と並んで「當賣」が現れ(「當賣及就食、使役に耐えない刑徒を某地に送り、そこで「就食」させることが規 357~359 にはいずれも「就食」の語が見え、そのうち359 では、 何らかの人員 同時に規定されていたと推測される。 --- 餘剰の刑徒など?----を賣却する手續

食に該當する者をその親族等が賣却する」(「當就食、其親・所智 、者賣之」)という文章になり、 だが整理小組の配列案に從い、 使役できない刑徒を就食させる、 (知) 就

> いう後文との關係が分からなくなる。「其親・所智」は他に見える 逆に38簡が先行し、缺簡を挾みつつ35簡・35簡がそれに續くと考 のの、「其親・所智者」という表現がないことも氣にかかる。

b

えれば、 38簡に先行する缺簡:賣却に該當する者の定義。

3% 簡:就食に該當する刑徒の定義。

35簡:賣却および就食の際の具體的な手續き。

39簡:就食者の親族等が、錢財を差し出して身柄の引き受けを 望んだ場合の特別規定。

時にあわせて行われた。 糧の豐かな地域に就食させたりすることを規定したものだろう。賣 めに、餘剩の、あるいは使役できない人員を民間に賣却したり、食 という具合に、條文の流れを整合的に理解できる。 する理由を牒書に記錄したうえで、郡の卒史・屬による檢査を受け 却・就食に該當する人員は、每年八月、縣において選別され、該當 いので、配列を入れ替えたうえで、それぞれの簡を別々に譯出した。 た。この檢査は、卒史・屬が「糞兵取省」する機會を待って、その 本條文は全體として、官有勞働力の維持經費を管理・節減するた 同じ條文を構成していた可能性が高いものの、直接は繋がらな ただし三本の簡

では、 が受け取り、破損狀況などを檢査したのだろう。これによって、 れており、 しての再活用の可否なども判斷されたと考えられる。次の里耶 棄されるはずの武器の横流しが防止され、またこの時に金屬地金と る。修理不能で廢棄が決定した武器を、郡から派遣された卒史・屬 注⑨⑩で述べたとおり、「糞兵取省」とは武器廢棄の手續きであ 武器輸送の人員徴發のために、郡の卒史・屬が縣へと派遣さ 武器管理のために郡から卒史・屬が派遣されるという點 秦簡

査察も行われたのだと推測される。

で 「糞兵取省」と共通する。

言名夬泰守府。嘉・穀・尉在所縣上書。 可省少、弗省少而多興者、 鬼薪白粲・居貲贖責・司寇・隱官・踐更縣者。田時殴、 輸甲兵當傳者多。 七年二月丙子朔庚寅、 踐更縣者薄、 急事不可留、 屬尉。令曰、 (里耶秦簡⑯ 5A) 嘉・穀・尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貲贖責・司寇・隱 有可令傳甲兵、 傳送委輸、 乃興繇。 節傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦春 洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史 輒劾移縣、 今洞庭兵輸內史及巴・南郡・蒼梧、 必先悉行城旦春・隸臣妾・居貲贖 縣弗令傳之而興黔首。 縣亟以律令具論當坐者、 嘉・穀・尉令人日夜端 不欲興

た。 ちなみに、廢棄する官有器物の選別は、 縣においては七月に行われ

その れたのだろう。この機會を利用して、 後、廢棄される武器の受領のために卒史・屬が年度末に縣を訪 縣·都官以七月糞公器不可繕者、 入以爲銅。…(中略)…金布(秦律十八種86~88 賣却・就食に該當する人員の 有久識者靡虽之。其金及鐵器

められず、これは罪人が勞働で親族の罪を発除できない られるのを避けることもできた。ただし親族等に罪がある場合は認 希望すれば、財物を納めることで刑徒の身柄を引き取り、 やはり巴蜀であった可能性が高い。就食に該當する刑徒の親族等が 秦律十八種151~152) 注④で述べたとおり、本條文では就食地がはっきりしないものの、 のと同様であった。 遠方に遣 (注⑬所引

縣官當就食者、 ●東郡守□言、 東郡多食、 請止、 勿遣就食。 賤②、 它有等比學。 徒隸老・ 库 ●制日、 (癃) 病 IJ S 册 賴

360 (0319)

譯

當する者については、 隷のうち老齢や癃病や能力缺如により、 します」。類似の例は同樣にする。 ●東郡の郡守が言う。 取りやめて、 「東郡は食料が多く、 制する。「可」。 就食させないようにお願いいた 縣の官が就食させるのに該 食料が安い

注

①東郡守: 東郡の郡守のこと。

五年、 取二十城。初置東郡。(『史記』秦始皇本紀十、將軍鰲攻魏、定酸棗・燕・虚・長平: 雍丘・山陽城、 始皇五年條 皆拔

②食賤:食料が安いこと。

其農貧而商富、故其食賤者錢重。食賤則農貧、 則技巧之人利、而游食者衆之謂也。 (『商君書』外內 錢重則商富,

3 老・癃病・無頼 無賴」とは作業する能力が無いこと。 : 「癃病」につい ては、 156 284 159 287 の注⑥参照。 簡 の注③を參 照

④它有等比:類似例が生じた場合には本條文を適用する、 簡注②參照。 た中央政府の官が追加した部分であろう。 この箇所は東郡守の上言ではなく、上言を受理し 嶽麓簡には、 0) 意。 288 73

が略されているのであろう。れた例が見える。本條文の場合は「丞相議…」に相當する箇所守の上言に丞相の議が追加され、その議に「它有等比」と記さ

●令曰、南陽守言、…(中略)…●丞相議、如南陽議、它有等比。

- (嶽麓 [伍] 30~301

云云。(『獨斷』上) 群臣有所奏請、尚書令奏之、下有制曰、天子答之曰可、若下某官⑤制曰可:上奏された案を皇帝が認可する際に用いられる語。

鐵製の鎹…

南所封刊。臣敢請。制曰、可。●廿七(嶽麓〔伍〕57~58)臣狀・臣綰請:其禁樹木盡如禁苑樹木、而令蒼梧謹明爲駱翠山以

解說

郡レベルで行われていたことが分かる。 郡守の上奏は中央官によっており、就食者の取りまとめ・移送がの郡も同様にするよう、併せて提案され、了承されている。前條で郡守の上奏は中央官によって中繼され、その際に、食糧が豊かな他郡守の上奏は中央官によって中繼され、その際に、食糧が豊かなの前條と同じく、刑徒の就食に關する規定。東郡は食糧が豊かなの前條と同じく、刑徒の就食に關する規定。東郡は食糧が豊かなの

《三六一~三六三》

鐵・鋒 ♪爲徒隸員①┙、黔首居貲續 (鋒) ⑤ 不可久劾 (刻)⑥、 (贖) 勿久劾 責 (債) 刻)。 者②、 勿以爲員。 361 鐵椎③・ (0652)

| 久刻

刻

殹

(也)、

令吏勿坐®、

而務®求可

以劾

刻)

久聝

販及賈錢于縣官。

(嶽麓

[肆]

125

貲官嗇夫・吏各一盾。 (職) 劾 (刻) 久聝 鑄 (職) 之。 可 而 弗 劾 刻) 久 聝 (職)⑪ 362 (0524)者、

爲羣鐵器及它器賣黔首者、勿久劾(刻)。

(刻)。 363

(0521)

譯

れたり、刻銘を入れたりできないものは、燒き印・刻銘を入れない。つく黔首は、定員に入れない。鐵製の椎・鐵・鋒のうち燒き印を入●徒隷の定員を定める際、貲刑・贖刑・債務の代償として勞役に

…□燒き印や刻みを…、吏の罪を問わせず、つとめて求めれば刻ない。無き印や刻銘を入れりない場合は、官嗇夫・吏をそれぞれ貲一盾とする。諸々の鐵製器はない場合は、官嗇夫・吏をそれぞれ貲一盾とする。諸々の鐵製器はない場合は、官嗇夫・吏をそれぞれ。無さい。またいる。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。またい。<li

注

①徒隸員:徒隸の定員。30~32簡注⑦參照

有販殴(也)、旬以上必於市、不者令續〈贖〉罨(遷)、沒入其所表記する事例は四~20簡などにみえる。代わりに勞役に服すこと。66~67注②參照。「贖」を「續」と②居貲贖債:貲刑・贖刑・債務を錢財で支拂うことができず、その

③鐵椎:鐵のハンマー。あるいは「錐」に通じキリの類か。錐であ

得力士、爲鐵椎重百二十斤。 細かく羅列されているというのは、 用例が見當たらず、また「鑯」と類似する形狀の物品が他にも 刻銘を入れられない理由が分かりやすいものの、 (『史記』 留侯世家 法文としても不自然である。 秦漢の

以鐵椎椯之、必中蟲首、屈(掘)而去之。(ヨ書耳重0~~~回動而以釖及金鐵銳・錘・椎傷人、皆完爲城旦春。(二年律令27) 而去之。(日書甲種40背-2~41背-

利也。 (『釋名』釋用器

停之須臾、

有若蛇者從瘡中而出、

便以鐵椎横貫蛇頭。

(『三國志』

34、穿木鐫也。从金雋聲。 34、鐵:先のとがった工具、1 鐵器也。从金鐵聲。一曰鐫也。(『說文解字』十四篇上)先のとがった工具、あるいは武器の類か。

穿木鐫也。从金雋聲。一曰琢石也。讀若瀸。(『說文解字』十四

⑤鋒:刀など、刃のある武器のことか。 (『釋名』 釋兵) 到也。以斬伐到其所刀擊之也。其末曰鋒、 兵耑也。(『說文解字』十四篇上) 言若鋒刺之毒利也。

收天下兵聚之咸陽、 銷鋒鑄鐻。 (『史記』秦始皇本紀

⑥久劾 した場合は、 はそもそも「燒き印」は入れられないが、 (刻):「久」は燒き印を入れること。127 は 「刻」に通じ、 容易に削除できない標識(を入れる)、という抽象 刻銘を入れること。 「久刻 〜131 簡注①を参照。 なお、 (刻久)」と熟 金屬製品に

> 化した意味を持つのだろう。 劾、

●令日、諸軍人・漕卒及黔首 幽通賦」 聆呱而劾石兮 (『文選』卷十四)) [呂延濟注、 ・司寇・隸臣妾有縣官事不幸死、 刻也]、 許 相 理 前 鞫 條。 班

死

固

黔首以其故泰抵削去其久刻、令丙卅四。(嶽麓〔伍〕131~132) 所令縣將吏劾〈刻〉其郡名槥及署送書、 折毁以爲銅若棄之。 可以毋誤失道囘留。 (嶽麓 [陸] 9

公甲兵各以其官名刻久之、其不可刻久者、 以丹若髼書之。其叚

及非其官之久也,皆沒入公,以齎律責之。 百姓甲兵、 必書其久、受之以久。入叚 (假) 工。(秦律十八種102~ 而而毋

若夫工匠之爲連鍰運開。⑦鰀:弩の發射機構。

「許愼注、 連鐖、 **錢發也**]。(『淮南子』齊俗

汝南郡八石弩錢郭。永平十八年工李仲造。(永平十八年錢

⑧令吏勿坐:吏の罪を問わないこと。 皆令監臨庳(卑)官、 唯謁屬所二千石官者、 而勿令坐官。 乃勿令坐。(二年律令16) (二年律令103

9)務:つとめて。「務求」とは 丞相・御史言、 という意か。 前軍軍吏治粟將曹 「久刻」 (漕 可能な部分をなるべく探す、 長輓、 吏或不給吏事而務

爲私利、

侵苦卒。

(嶽麓

伍

148

75

5 24 3

⑩刻久職:「職」は「識」と同じで、標識、 犀角象齒、 縣·都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩之。 馬牛誤職 樓牌矢閱、 (識) 耳、 皮革橐 (蠹) 槍閵 (藺) 環殳、比臧 (藏) 封印。 及物之不能相易者、貲官嗇夫一盾。 突、 久刻職(識)物、 および標識を記すこと。 倉庫禾粟、 (秦律十八種86 (為吏之道17-3 (效律44) 兵甲工

ででである。[房玄齢注、可爲而不爲、多生後悔。] (『管子』 法で而不爲、殆。 [房玄齢注、可爲而不爲、多生後悔。] (『管子』 法の可而弗刻久職:刻銘や燒き印によって標識をつけることが可能で

解說

銘が不可能な場合は、丹や漆によって書き込まれた。器物には燒き印や刻銘によって使用官府の名が記され、燒き印・刻る。注⑥所引の秦律十八種№~№などから知られるとおり、官有のる臘の後半以降は、官有の金屬器に刻み込む標識について規定す

は不可能なので、「刻久(久刻)」は事實上刻銘を意味する ── で金屬器についても、できるだけ燒き印・刻銘 ── 實際には燒き印公器官□久、久之。不可久者、以鬃久〈書〉之。(秦律+八種⑭)

の限りではなかった。「鐵椎」などの器物のうち「久刻」が不可能なものについては、そ標識を入れることとされ、それを怠った官吏は處罰された。だが

う。暫く後考を俟ちたい。
注③で述べたとおり、「鐵椎」などの器物はいずれも細く尖った
な形狀の違いによって、「刻久」の可否が分かれることもあるだろ
これるというのも、法律條文としてややぎこちない。材質や細か
らかにハンマーであるし、「細く尖った金屬器」の名稱が細々と列
らかにハンマーであるし、「細く尖った金屬器」の名稱が細々と列
これるというのも、法律條文としてややぎこちない。材質や細か
は明
されるというのも、法律條文としてややぎこちない。材質や細か
は明
これるのではないか、という
は3で述べたとおり、「鐵椎」などの器物はいずれも細く尖った
は3で述べたとおり、「鐵椎」などの器物はいずれも細く尖った
は3で述べたとおり、「鐵椎」などの器物はいずれも細く尖った
は4のまた
は4のまた
は4のまた
は5のまた
は6のまた
は

益を得ていたことを知らしめる記事である。ことが附記される。官營工房で作成された器物が販賣され、官が利品後に、民閒に賣却する金屬器には、「久刻」を入れないという

《三六四~三六五》

譯

する。棺をきちんと密閉し、麻ひもで二つの覆いを固く縛り、ほど厚さは二寸を越えてはならない。木材がない場合は、購入して支給縣の木材で棺をつくる。棺は高さ三尺、幅一尺八寸、長さ六尺とし、外史の吏は、有秩以下…公務…死んだならば、死んだ場所の縣は、

けたりちぎれたりしないようにする。

註

①有秩:百石以上の定まった秩祿を持つ官吏を指す。劉簡註②參照。

②縣官事:公務。11)簡註⑩參照。

いた重文符號が消えていると考えた。い。次に擧げた關連條文と考え併せて、「死」の下に記されてい。次に擧げた關連條文と考え併せて、「死」の間の空白がやや廣

令丙卅四(嶽麓〔伍〕⑶~∞) 「新令縣將吏劾〈刻〉其郡名槥及署送書、可以毋誤失道囘留。●卒所令縣將吏劾〈刻〉其郡名槥及署送書、可以毋誤失道囘留。●卒所、諸軍人・漕卒及黔首・司寇・隸臣妾有縣官事不幸死、死

④死所縣官:死んだ場所を管轄範圍に含む縣。この「縣官」は「縣

高帝紀師古注引臣瓚注)金布令曰、不幸死、死所爲櫝、傳歸所居縣、賜以衣棺也。(『漢書』

⑤槥:棺桶。とくに小型で簡略な棺。居住地の縣への移送用とみら

令士卒從軍死者爲槥、

歸其縣、

縣給衣衾棺葬具、

祠以少牢、

長吏

不幸死、 臣瓚曰、 ● 令 曰、 視 「師古注。 諸軍人・漕卒及黔首・司寇・隸臣妾有縣官事不幸死、 死所爲櫝、 初以槥致其尸於家、 服虔曰、 傳歸所居縣、 槥音衞。 縣官更給棺衣更斂之也。 賜以衣棺也。] 應劭曰、 小棺也。 (『漢書』 金布令曰、 今謂之櫝。 高帝紀 死

卅一年七月辛亥朔甲子、司空守□敢言之。今以初爲縣卒廝死及傳令丙卅四(嶽麓〔伍〕⑶~⒀)

日。案致問治而留。敢言之。(里耶秦簡® 648) 槥書、案致毋應(應)此人名者。上眞書。書癸亥到甲子起、留卅一年七月辛亥朔甲子、司空守□敢言之。今以初爲縣卒廝死及

⑥高三尺、廣一尺八寸、袤六尺:高さ67.5㎝×幅40.5㎝×長さ135

布袤八尺、福(幅)廣二尺五寸。

布惡、

其廣袤不如式者、

不行。

陵公船一、袤三丈三尺、名曰棹。…(里耶秦簡® 135)廿六年八月庚戌朔丙子、司空守樛敢言。前日言、競陵漢陰狼假漂金布(秦律十八種66)

⑦厚毋過二寸:棺に用いる木材の厚さは4.5㎝以下とする。

發送を想定するが、ここでは官有物の出納手續きを指すと考え ⑧出之:縣で購入した棺を支出する。整理小組は遺體を納めた棺の

⑨密緻:隙間がないように密閉する。

誰白王不反者。乃轞車膠致、與王詣長安。[正義。謂其車上著板、貫高獨怒罵曰、誰令公爲之。今王實無謀、而幷捕王。公等皆死、

四周如檻形、膠密不得開、送致京師也。](『史記』張耳陳餘列傳)

●甲渠候官五鳳四年戍卒病不幸死用槥櫝帛枲致(居延漢簡 267・4)

…壽王教言之。戈卒讵鹿郡廣河臨利里番甲、疾巤不幸死。謹與槥ひもで縛ったのではないか、という意見も出た。のであろう。別に、睡虎地十一號秦墓の棺の兩端表面にみられ⑪兩敦:「敦」は棺を覆うもの。覆いを二つ重ねるなどして縛った

Le) 云敦讀曰燾、燾、覆也者、謂若覆燾持載者也。](『周禮』春官·司云敦讀曰燾、燾、覆也者、謂若覆燾持載者也。](『周禮』春官·司每敦一几。[鄭注。敦讀曰燾。燾、覆也。棺在殯則椁燾。賈疏。

上。(『晉書』皇甫謐傳) 氣絕之後、便即時服、幅巾故衣、以籧篨裹尸、麻約二頭、置尸牀

⑫解絕:ほどけたりちぎれたりする。

解索、其口鼻氣出喟然。索迹椒鬱、不周項二寸。(封診式66司馬正命退楅解綱。[鄭注。解猶釋也。](『儀禮』大射)

卅年九月丙辰朔己巳、田官守敬敢言之。廷曰、令居貲目取船、熪溱 其口鼻氣出喟然,索返栋鬱 不居項二寸,(卦該式6)

此以未定。…(里耶秦簡⑨ 982)船亡、審。漚枲、迺甲寅夜水多、漚流包船、船繋絕、亡。求未得、予、謾曰亡、亡不定言。論及讂問、不亡、定謾者訾。遣詣廷問之、

解說

きさに規格のあったことなどが分かる。用されるが、ストックがない場合は木材が購入されたこと、棺の大であり、互いに參照できる。本條文からは、通常は官有の木材が使が、注⑤に引いた諸例は、兵士や軍屬・刑徒が死亡した場合の類例が、注⑥に引いた諸例は、兵士や軍屬・刑徒が死亡した場合の類例が、注⑥に引いた諸例は、兵士や軍屬・刑徒が死亡した場合の類例

《三六六~三七一》→《三六六~三六八+三七〇~三七一》

●郡及關外[®]黔首春夏時[®]、令皆明焉、以爲恆[®]。不從令者、貲許之。入之、十二月[®]復到其縣、毋後田。 "時[®]、縣毋 36 (325)大殴(也)」、而澍不同[®] 上。及令所謂[®]春秋 37 (317)時[®]蘇(徭)黔首而不顧其時[□]。及令所謂[®]春秋 37 (317)苗時[®]已乃[®]試之[□]、而亦曰春秋試射之 38 (325)本沙,,而澍不同[®] 上。是吏不以田爲事[®]殴(也)。或者以澍穜苗時[®]已乃[®]試之[□]、而亦曰春秋試射之

譯

吏®・發弩®各二甲。

371

(717)

(J58)

丞・令・"史・尉・"史・士

弗

郡及び關外の黔首が親族に會ったり賣買をしたりするために中…

る。 十二月にはふたたび元の縣にもどし、 に入ろうとするとき、…錮…であれば、 農繁期には、 縣は…ならない。 : 農作業に遅れないようにさせ 許可する。 入れたならば、

い時期になって、その後ようやく試射をおこないながら、 秋試射とは、いずれも必ず春秋の農閑期におこなうものである。 かるべき時期を考慮しないこともある。 ていないのである。あるいは播種の時期に黔首を徭役に徴發し、 …入…、播種の時が同じでなく、これは官吏が農作業を第 黔首が耕起したり、 播種したり苗を育てたりするのに忙し および令のいうところの春 春秋試射 とし 1 L

ぞれ貲二甲とする。 從わない場合は、丞・令・令史・尉・尉史・士吏・發弩嗇夫をそれ 奪うことが…、みなにこれを明らかに知らしめ、常制とせよ。 徭役の徴發を嚴しくして黔首が農業にいそしむ春と夏の時期を 令に

注

郡及襄武・上雒・商・函谷關外人及遷郡・襄武・上雒・商・函谷①郡及關外:內史以外の諸郡と函谷關の外。53簡注①及び⑤參照。 (嶽麓 53

②見親:親類などに會うこと。

受王賜。 (『漢書』宣元六王傳 張倢伃已卒、憲王有外祖母、 [師古曰、 憲王外祖母隨王在淮陽、 隨王在淮陽、博等每來謁見其母。] 舅張博兄弟三人歲至淮陽見親、輒

皆作功上、 1作功上、及毋得從親它縣道官、從親它縣道官者、空及人僕・養者、它官徒輸宮司空・泰匠・左司空 ・左司空・右司空者、 黥爲城旦春。

> 吏聽者、 同 罪。 (嶽麓 [肆 30 31

中 中の縣・ 縣 できず、 道 整理 ここでは翻譯しなかった。 道。 小組は 54~59 簡注③參照。 「中縣 道 しかし圖版からは墨跡を確 と釋讀する。 「中縣道 は關

3

④鬱錮:身分や居所の變更が認められないこと。 字は墨跡がはっきり確認できない。 を意味する「禁錮」が見え、 あろう。なお整理小組は「【毋】禁錮」と釋すが、「錮」の前の 錮」は文脈からして、 、からの地位囘復が認められないことを言う。 空間的な移動を制限する措置のことで 次に擧げた二年律令の 典籍には出 一方で、 「錮」は收 本條の

賊殺傷父母、牧殺父母、歐 〈毆〉詈父母、 父母告子不孝、 其 妻子

爲收者、 皆錮、 令毋得以爵償、 **免除及贖。**(二年律令38

案例(4) 占書名數、 令曰諸無名數者、皆令自占書名數、 皆耐爲隸臣妾、錮、 勿令以爵賞冤、… 令到縣道官、 (奏讞書65~66 盈卅日、 不自

魏法禁錮諸王、 親戚隔絕、 不祥莫大焉。(『晉書』

⑤十二月:農作業がはじまる前の月。 正月始耕。

禮儀志上) 是月令日、 郡國守相皆勸 民始耕、 如 儀。 (『續漢書

(6) 願陛 田時:農繁期。

志

下幸韶大司農 244 247 簡注⑥參照 使關中民益種宿麥、 令毋後時。 (『漢書』 食貨

⑦澍不同:縣下の各耕作地で、農作業が同時にはじまらないことを は「樹」に通じ、 播種すること。 注⑨も參照のこ

●未不可以澍 (樹) 木、 木長、 澍、 **樹、** 者死。 (日書甲種124

箋。同猶俱也。] (『毛詩』 三之日于耜、 四之日舉趾、 豳風・七月 同我婦子、 饁彼南畝、 田畯至喜。 鄭

至之時皆孰矣。(『孟子』告子上) 今夫麰麥、播種而耰之。 其地同、 樹之時又同、 浡然而生、 至於日

⑧事:なすべきこと。任務。 嗇夫不以官爲事、以奸爲事、論可(何) 府縣吏家子弟好游敖、 不以田作爲事。 (『漢書』循吏傳・召信臣) 殹 (也)。(法律答問61

⑨澍穜時:穀物の種を播く時節。「穜」は「種」と同じで、 種を指すとともに、その種を植えることも指すため、 月一〇日)に考證がある。 は穀物の種を植え付ける行爲を意味すると考えられる。歐揚 ·睡虎地秦簡《田律》 、雨爲湗、 釋義補正」(簡帛網二〇一五年七 穀物の 「澍穜」

之。 豤 亦輒言其頃數。近縣令輕足行其書、 所利頃數。早 雨 爲湗 (墾) 田律 〈澍〉、及誘(秀)粟、輒以書言湗 田畼毋 (秦律十八種1~3) 〈旱〉及暴風雨・水潦・蚤 (無) 稼者頃數。稼已生後而雨、亦輒言雨少多、 遠縣令郵行之、盡八月□□ (螽) 蛀、 澍〉 稼・誘 群它物傷稼者、 (秀) 粟及

資種食弗請。

寒者母衣弗請。

(嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」77

· 78 第

⑩令所謂:令によって規定しているところの。

律曰、 珥所入殹 鬭夬 (決) 人耳、 (也)、 可 何 · 論。律所謂非必珥所入乃爲夬 耐。今夬(決)耳故不穿、所夬 夬 (決) 夬 非

(決) 裂男若女耳、 皆當耐。 (法律答問80

春秋試射:春と秋におこなわれる射技の試験。二年律令によれば、 縣主宰の「春秋射」に從事した期間は徭役に從事したものとみ

(11)

なされた。

市垣道橋、命市人不敬者爲之。縣弩春秋射各旬五日、 以當徭。 戍

春秋肄射、謝有餘及少者、 隤後年。(二年律令44

謝(榭)室毋廡。

(嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」25~26

(嶽麓〔壹〕「三十四年質日」64

春秋以禮會民、而射于州序。(『周禮』地官·州長)●卅年正月甲申身 (桑寶)(『日禮』地官・州長)

⑫閒時:農閑期。 186~191 第注③參照

歳一興大夫以下至弟子・復子無復不復、 ●戊律日、城塞・陛鄣多快(決) 壞不脩、 各旬 徒隸少不足治、 (嶽麓 188 以閒時、

③種・治苗時:播種の時節、 275 簡注④參照。 及びその後の苗の世話をする時節。 271

要術』耕田引「氾勝之書」 不 如此而旱耕、 塊硬、 苗穢同孔出、 不可鋤治、 反爲敗田。

(『齊民

⑭已乃:その後ようやく! 武王又射三發、 擊以劍、

復軍。 (『史記』 周本紀 斬以玄鉞、 縣其頭小白之旗。武王已乃出

⑮苛徭:徭役の徴發を嚴しくすること。

(18)

市之征以難其事。 今之世而不然。 厚刀布之斂以奪之財、 (『荀子』 富國 重田野之稅以奪之食、 苛**、** 關

矣。若乃田獵馳騁不反宮室、 出入有名、 作爲姦詐以傷民財、 使民以時、 務在勸農桑、 則木失其性矣。 飲食沈湎不顧法度、 謀在安百姓。 (『漢書』 五行志上 、妄興繇役以奪民。如此則木得其性

)春夏時:春と夏。一年のうち農業が盛んになる時節をいう。 夏與春秋冬相對、 而 魏文侯曰、 春夏不得不趨田畝、秋冬課收斂、 試積之。 [讀書雜志。 民春以力耕、 變夏言暑、 暑以強耘、 暑以強耘、 則上下文不類矣。」(『淮南子』人閒訓 當從齊民要術所引作夏以強耘、 益蓄果實蔆芡。(『漢書』循吏傳 秋以收斂、冬閒無事、 以伐林

①爲恆:常制とする。

去之、勿令尼犪、以爲恆。且令堂上、□□□□、燕・顫鶢・扁(蝸)幅(蝠 十六、相國上長沙丞相書言、 許給買馬。●制日可。 未有傳馬、請得買馬十、給置傳、 (二年律令516 **置傳、以爲恆。** 長沙地卑濕、 517 (蝠) 尼宮巎上、 不宜馬、 相國 其令諸 御史以聞、 置缺不備 宮皆羅 駟 請

劉昭注 常式。民織綬不如式、四百首、長二丈三尺。 丁孚漢儀載太僕太中大夫襄言、 長二丈三尺。詔所下王綬、 沒入官、 乘輿綬、 犯者爲不敬 冒亦五采、 黄地冒白羽、 (『續漢書』 上下無差。 無差。…以爲 青絳綠五采、 輿服志下

者各一甲。●六(嶽麓〔陸〕111~112)

有不從令者、

論嗇夫・吏主

志

尉 する本條文の規定で縣尉とその官署の官吏が處罰の對象となっ ていることと整合する。 :有する權限と責任とが明記されているのは、 尉史・士吏:縣尉の官署の主要構成員。 132~134簡の「尉卒律」で、 黔首や吏の移動に關して縣尉 132 黔首の移動に關 134 簡注⑭及び⑮

不從令者、 尉卒律曰、 貲一甲。 縣尉治事、 (嶽麓 毋敢令史獨治、 [肆] 139 必尉及士吏與、 身臨之。

故徼縣、 貲各一甲、丞・令・令史、各一盾。 典·老弗告、笞□□。尉令不謹、 謁于尉。 ●尉卒律曰、 貲一甲、 尉聽、可許者、 緣故徼縣及郡縣黔齒 典·老弗告、貲一盾。非緣故徼縣也、 爲期日。 黔首失令、 所之它縣、 (嶽麓 [肆] 132 134 貧、 縣屬而 不謁自五日以上、 尉・尉史 有 所 之、 貲一盾、 緣

⑩發弩:發弩嗇夫のこと。弩射を專門とする兵卒を束ねる武官。 射」に際しての徭役徴發が問題となっており、 としての發弩を指すと考えられる。本條文では、縣の「春秋試 央や郡にも置かれたが、ここでは縣ごとに置かれた官のひとつ わっていたことを示す。 夫も處罰の對象となっていることは、二年律令44簡にみえる 「縣弩春秋射」とともに、 發弩嗇夫が縣の「春秋試射」と關 その中で發弩嗇 中

南 郡。 秦置。…有發弩官。 「師古日、 主教放弩也。] (『漢 書 地 理

市垣道橋、 都市亭厨有秩者及母乘車之鄉部、 庫 輕 車 司 內 馬 命市人不敬者爲之。縣弩春秋射各旬五日、我者及毋乘車之鄕部、秩各百廿石。(二年) 校長 候 ·廐有乘車者、秩各百六十石、 ・髳長・發弩・ 衛 (衞) 將軍 (二年律令471~472 母乘 衞 車 以當徭。 者、 尉士吏、 及倉 戍

【司】空佐敬二甲。 庫佐駕二甲。 令佐圂一盾。 ◆除士吏·發弩嗇夫不如律、及發弩射不中、尉貲二甲。◆發弩嗇有餘及少者、隤後年。(二年律令型)

令佐逌二甲。

已利。

令佐取七甲。

庫武二甲。

(里耶秦簡⑧ 149)

田佐□一甲。

解診

條文として譯注を作成した。 整理小組は360から31簡を連續させ、歐揚も、380節のみ他の簡と筆 整理小組は360から31節を連續させ、歐揚も、380節のみ他の簡と筆

それ以外の簡は、「田時」を重視し、その時期の作業の妨害を禁むのとして譯出した。 38簡と30簡の連續も定かでない。 間に缺落がある一一 内容が理解しにくい。「澍不同」の前には、播種の時期がずれ一一 内容が理解しにくい。「澍不同」の前には、播種の時期がずれてしまう理由が書かれていたはずである。また、30億の末尾に整見なした。だが36億と30億は、續けて讀むと ——36億の末尾に整見なした。だが36億と30億は、續行て讀むと ——36億の末尾に整見なした。

の詔敕の文章を色濃く殘した條文だと考えられる。一定東不以田爲事殿」のように、官吏を說諭する文章も現れる。元や「已乃」など、法律條文にはあまり登場しない語が含まれ、またいる。「議曰」「制曰可」のような文言は見えないものの、「或者」いる。「議曰」「制曰可」のような文言は見えないものの、「或者」の措置と、②官による農作業の妨害を禁じた指示とに分かれる。②の措置と、②官による農作業の妨害を禁じた指示とに分かれる。②の詔敕の文章を色濃く殘した條文だと考えられる。

《三六九》

譯

は制を明確に郡縣に通達し、そして吏に…させず… …令である…、立派な吏が黔首を使役するやり方ではない。丞5

注

①明吏:立派な官吏。良吏。

(『史記』李斯列傳) 於是行督責益嚴、稅民深者爲明吏。二世曰、若此則可謂能督責矣。

●十三年六月辛丑以來、明告黔首。相貸資緡者、必券書吏。其不は別~95簡注②、及び97簡注①參照。 2以制明告:制の內容を明確に通達し周知させる。「制」について

参書而訟、

乃勿聽

如廷律。

(嶽麓

301

82

譯

黔首之急€、春□□

□□□而八月◎、或稙或穉◎□、

相去數③。今茲④非有軍⑤殴

372

(0015)(也)、 《三七二》

今年は軍事行動がなく、黔首の困窮は、

…八月…、早蒔きと遲蒔きとがあり、その閒は食料が十分にない。

使無負約、 奴。然右賢王事已在赦前、 漢與匈奴約爲兄弟、所以遺單于甚厚。倍約離兄弟之親者、 敬如單于書。 單于勿深誅。單于若稱書意、 (『史記』 匈奴列傳 、明告諸吏、 常在匈

…明告吏民、諸作使秦胡盧水士民畜牧田作不遣、 有無四時言。

謹案、 F22:43) 部吏毋作使屬國秦胡盧水士民者。敢言之。(居延漢簡 E.P.

解說

注を作成した。 前項の【解說】 に記した理由により、 309 第は獨立した簡として譯

> 收斂、 務畜菜、 多積聚、 乃勸種麥、 毋或失時。 (||禮 記 月 令・

仲

②或稙或穉: 異なる。 早蒔きの穀物と遲蒔きの穀物。 収穫の時期もそれぞれ

先熟, 二月・三月種者爲稙禾、四月・五月種者爲穉禾。(『齊民要術』 稙稺、 黍稷重穋、稙穉菽麥。[毛傳。 後種後熟、 生熟早晚之異稱耳。非穀名先種曰稙、 但傳略而不言其熟耳。] (『毛詩』魯頌‧閟宮) 先種日は 稙、 後種日報 後種曰稺。 稺、 正義。重穋 種

③歁:食料が十分にない狀態。そのために人々が食料を貪欲に求め

ることも指す。 食不滿也。(『說文解字』八篇下)

欲、婪、貪也。(『廣雅』 釋詁

勘、食不滿也。李登聲類·呂忱字林並晉口感反問曰、今人謂物少不充爲欠、義何所取。答曰、 **歁耳**。(『匡謬正俗』卷六) 食不滿也。李登聲類·呂忱字林並音口感反。今爲欠者、本爲 許氏說文解字云、

④今茲:今年。

今茲魯多大喪、明年齊有亂。[注。今茲、此歲。](『春秋左氏傳』 僖周內史叔興聘于宋。宋襄公問焉曰、是何祥也、吉凶焉在。對曰、 公十六年)

⑤有軍:軍事行動がある。20~22簡注⑦參照 辰星不出、 太白爲客。其出、 太白爲主。出而與太白不相從、

注

①八月:八月は一般に收穫の時期に當たる。ただし注②に述べると 物を指し、それと「八月」との關係がよくわからない。 おり、「稙」と「穉」はそれぞれ播種と收穫の時期が異なる穀 暫く

是月也、 「八月」は缺損している前の句に屬すと考えた。 可以築城郭、 建都邑、 穿竇窖、 脩囷倉。 乃命有司、 趣民

雖

不戰。 (『史記』 天官書

⑥黔首之急:民の困窮

未嘗有忘焉。(『漢書』元帝紀) 今朕獲承高祖之洪業、託位公侯之上、 夙夜戰栗、 永惟百姓之急、

備百姓之急。(『漢書』 蕭望之傳) 財殺人及犯法不得赦者、皆得以差入穀此八郡贖罪。務益致穀以豫 窮辟之處、買亡所得、 縣官穀度不足以振之。願令諸有罪、 非盗受

(解說)

とのあいだに收穫期のズレがあり、それ故に食糧不足の生じること 讀みだと「┙」を無視することになる。暫く注①に述べたように解 意見も出た。だが八月が端境に當たるという確證がなく、またこの り閒隔があき、食糧が少ない 「…、而八月或稙或穉相去歁 —— 八月には早蒔きと遲蒔きとによ があったらしい。冒頭文の「八月」がまさにその端境期に當たり、 いしはその發議の一部かと思われる。早蒔きの穀物と遲蒔きの穀物 前後を缺くために文意は明確でないが、食糧不足に關する詔敕な ---」と讀むべきではないかという

三七三

→《肆三○八~三一〇、三三八~三三九、三七三、伍二六九~二七 〇、陸六八~六九》

《三七四》

□□□□□戰圍①(?)

譯

…戦い包圍する…、 元の通りとする。

洼

①戦圍:戦い包圍する。墨跡を見る限り「戰」「圍」 ではないが、しばらく整理小組の釋讀に從う。 の文字は明瞭

軍新論攻城、 耐、 敦(屯)長、什伍智 城陷、尚有棲未到戰所、告曰戰圍以折亡、叚 (知) 弗告、貲一甲、 伍二甲。 • 敦

(屯) 表律 (秦律雜抄35~36)

②如故:165~166 では「舊規定を適用する」の意としたが(同條注 ⑥)、本條文での語義ははっきりせず、ひとまず「元の通りと

する」と譯した。

僕·養、以居貲責(債)給之。及且令以隸妾爲吏僕·養·官守府 倉律曰、毋以隸妾爲吏僕·養·官【守】府、隸臣少、不足以給 有隸臣、輒伐〈代〉之、倉・廚守府如故。 (嶽麓 〔肆〕 165 5 166

●用疏者、 如故。 (嶽麓 伍 118

解說

とについても、 假に「如故」が165~16簡と同じ意味だとすれば、「戰い包圍するこ 短文で、 」と「如故」の關係が分からない。 かつほとんどの文字が判讀できず、文意は明らかでない。 舊規定を適用する」となるが、 前段の內容を缺き、

374 (0752) 譯

《三七五》→《陸六三》

||廷內史郡二千石官共令||

375 (J70+J71+J67)

譯

廷內史郡二千石官共令。

解說

63 篇」として再錄される。33 簡の注・解說參照。 この簡は、 他の斷片とさらに綴合されたうえで、 嶽麓 (陸 K

|廷內史郡二千石官共令

• 今庚

(嶽麓〔陸〕63(J67-3+J70-2+J71-2+J66-3+J74-1))

其可爲傳亞者、

爲傳、

財

(裁)②期③之蜀如故④。令蜀□黔首戍。

376 (0658)

尉卒律曰、緣故徼縣及郡縣黔齒〈首〉・縣屬而有所【之、必】謁

可許者、

爲期日。(嶽麓

[肆]

132

③期:日時を約束する。

期日、

期限

傳を作成できる場合は、傳を作成し、適宜期日を決めて蜀に行か

せること、元の通りとする。令蜀□黔首戍。

注

①傳:通行證。 198 〜200 簡の「傳書」に同じ。二年律令に據ると、

に行くための通行證であろう。 「傳」には移動の目的も書かれていたようである。ここでは蜀

買及賣馬·牛·奴婢它鄉·它縣、 吏爲取傳書及致以歸□□弗爲書、

解說

しているのだろう。「令蜀」以下は文字が判讀できず、 いては通行證を發行し、從來どおりに適宜蜀に行かせることを規定 部と考えられる。移送對象者のうち、 先行する簡を缺くものの、刑徒などの人員の移送に關する條文の 通行證を發行できる者につ 整理小組の

欲徙賣它縣者、發其傳爲質。(嶽麓〔肆〕18~20) 事關外、以私馬牛羊行而欲行賣之、及取傳賣它縣、縣皆爲傳、官嗇夫・吏主者、貲各二甲、丞・令・令史弗得、貲各一甲。其 貲各一甲。 其有 而

具律曰、 以書Ⅲ毋□欲(?)□□者、治厕埂聽行者、 諸使有傳者、其有發徵・辟問具殴 也 , 皆耐爲司寇。 及它縣官事、當 (嶽麓

縣官食盡甲寅、 元年七月庚子朔丁未、 228 5 209 謁告過所縣鄉以次續食。 倉守陽敢言之。獄佐辨·平·士吏賀具獄、 雨留不能投宿齎。 來發傳

官各有辨、非其官事勿敢爲、 零陽田能自食。當騰期卅日。 敢言之。 非所聽勿敢聽。 /… (里耶秦簡⑤1) 諸使而傳不名取卒

甲兵·禾稼志者、勿敢擅予。(二年律令26

②財:裁に通じ、斟酌して適宜決定すること。169~70簡注⑥参照

例によって支持されない。

整理小組は「傳」を驛傳と解釋するが、注①に擧げた198~200簡では、 釋讀の是非も判斷しがたいこともあって、譯出していない。なお、 爲傳」は傳 (通行證) の作成を意味しており、驛傳という解釋は用

《三七七~三七八》

勝任®、免之、貲丞·令·"史各一甲。 戍故徼一歲者一人。鄉嗇夫謹禁®、 六月、其女子[®]作居縣[®]、以當戍日[®]。或告[®]犯令[®]者一人以上、 弗得⑦、 以爲不 378 (0651-1) 377 (0671)

譯

する。 れば、不勝任としてこれを免じ、丞・令・令史はそれぞれ貲一甲と 就く者一人を免除する。鄕嗇夫は嚴正に取り締まり、察知できなけ 令を犯した者一人以上を告發する者がおれば、故徼で一年の戍役に …六月…、女子は本籍縣で勞働し、戍役に就くべき日數に當てる。

注

①其女子:犯罪等により戍役に就くべき者について前段に規定があ り、そのうち犯罪者が女性である場合は、という文脈だと考え **勞働したことが次に擧げた嶽麓簡から知られる。女性にもこう** られる。戍役に該當する場合も、老人や病氣の者は「居縣」で した特例規定があったのだろう。

律答問14

妬入春、 篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、 □給日及諸從事縣官・作縣官、及當戍故徼而老病【作】 一 居、 縣、 皆居貲責 坐

> (嶽麓 [肆] 292 293

②居縣: 本籍地のある縣。 257 261 第注 18 參照

3)戍日:戍役に就くべき日數。 「戍日」 は他に用例がない が、

日

は25年に見える。

甲、左遷。… (嶽麓 [肆] 24~25) 以均繇(徭)日、盡歲弗均、鄕嗇夫・吏及令史・尉史主者貲各二 …繇(徭)多員少員、穨(隤)計後年。繇(徭)戍數發、吏力足

④或告:原釋文は「戍告」に作るが、陳偉の指摘に從い釋讀を改め た(陳偉「嶽麓秦簡肆校商(三)」簡帛網二〇一六年三月二九日)。

或告、勿聽、是胃(謂)家罪。(法律答問ધ)可(何)謂家罪。父子同居、殺傷父臣妾・畜產及盜之、父已死、

⑤犯令:令で禁じられた行爲を行うこと。 是謂犯令、令曰爲之、弗爲、是謂灋(廢)令殹(也)。廷行事皆以可(何)如爲犯令、灋(廢)令。律所謂者、令曰勿爲、而爲之、可(何)如爲犯令、灋(廢)令。 犯令論。(法律答問位)

郡縣除佐、 灋(廢)令・犯令、遝兗・徙不遝。 事它郡縣而不視其事者、 遝之。 可(何) (法律答問43 論。 以小犯令論。

(法

6 謹禁:嚴正に取り締まること。 4 參照。 「謹」 は 「嚴正に」の意。 10簡注

百姓居田舍者母敢藍 (計 酉 (酒)、 田嗇夫・部佐謹禁御之、 有不

從令者有辠(罪)。 田律(秦律十八種12

である。 「察知できない」と譯した。 本條文では後文で鄉嗇夫の監督責任が問われていることから、 「察知できない」とも譯し得る(β3~μ6億注⑤、μ8~μ6倍注@参照)。 で明得:「得」を動詞とする「弗得」は、「捕らえられない」とも

⑧不勝任:推薦に應えられないこと、期待された能力に缺けること。

解診

條文とみた。 が兩簡にまたがって「不勝任」とあり、內容が繋がるので、一連のが兩簡にまたがって「不勝任」とあり、內容が繋がるので、一連の

科罰規定であり、「犯令」の舞臺が郷であったことがうかがえる。の成役が免除された。「鄕嗇夫」以下は、監督責任のある官吏へのする簡には、何らかの罪を犯した男性に戍邊刑を科すという内容がする簡には、何らかの罪を犯した男性に戍邊刑を科すという内容があったと推測される。その罪を犯した者を告發したならば、一年間あったと推測される。その罪を犯した者を告發したならば、一年間あったと推測される。その罪を犯した者を告發したならば、一年間あったことがうかがえる。

譯

もし先に自ら告發すれば、貲…。 た者、および錢・酒・肉を與えた者は、いずれもそれぞれ貲戍一歳里人で、爵を得て賜を受けた軍人に錢・酒・肉を出させて飲食し

貲一盾。これを常制とする。 者がいるのに、丞・令・令史がそれを察知できなければ、それぞれ…それぞれ一甲、知らなければ、それぞれ貲一盾。令に從わない

注

●令曰、諸軍人・漕卒及黔首・司寇・隸臣妾有縣官事不幸死、①軍人:軍の構成員全般を指すと思われる。

所令縣將吏劾〈刻〉其郡名槥及署送書、可以毋誤失道囘留。 【子曰《詩堂》)·清召及黑首·言景·崇目等有鼎官事才言列。

死

卒令丙卅四、

(嶽麓〔伍〕131~132)

甲。邦司空一盾。●軍人稟所・所過縣百姓買其稟、貲二甲、長・僕射弗告、戍一歳。縣司空・司空佐史・士吏將者弗得、 庫嗇夫・吏貲二甲、 公。吏部弗得、及令·丞貲各一甲。●稟卒兵、 一甲。●軍人買(賣)稟稟所及過縣、 徒食・敦(屯)長・僕射弗告、貲戍一歳。 不當稟軍中而稟者、 灋 (廢)。 皆貲二甲、 (秦律雜抄11~15) 灋 (廢)。 貲戍二歲。 同車食·敦 令・尉・士吏弗得、眥 非吏殹 不完善 (繕)、 也)、 戍二 丞 (屯 一歲

韓延年戰死。陵曰、無面目報陛下。遂降。軍人分散、脫至塞者四士、鼓不鳴。陵與韓延年俱上馬、壯士從者十餘人。虜騎數千追之、令軍士人持二升糒、一半冰、期至遮虜鄣者相待。夜半時、擊鼓起

《三七九~三八〇》

皆貲戌®各一歲。其先自告、貲□
39(0634)
●里人令軍人®得爵受賜®者出錢酒肉飲(飲)食之、及予錢酒肉者、

(0634)

2 た軍人が功勞によって爵位や賜與物を受けたことは、 爵二級とともに錢五萬を賜ったことが嶽麓 爵受賜 の軍爵律に見える。 :爵を得て賜を受ける。「以城邑反者」を捕らえると、 〔伍〕に見える。 秦律十八 ま

能捕以城邑反及智 知 而舍者一人、 搸、 **拜、** 爵二 級、 賜、錢、 五、

(嶽麓 伍 173

灋耐 從軍當以勞論及賜、 (遷) 者、 鼠(予)賜。 皆不得受其爵及賜。 未拜而 軍爵律(秦律十八種13~14 、死、 有皋 其已拜、 罪 **灋耐** 賜未受而死及灋耐 (遷) 其後。 及

③貲戍:貲刑の一つ。財物によってではなく、戍卒としての勞役で 場合は一年間の勞役に相當する財物を收めたのだ、という意見 支拂われたものか。一方で、貲刑はやはり財産刑であり、この も出た。

欲以除它人、許之。(嶽麓 耐女子爲隸妾、有能捕若詗告一人、 伍 292 爲除貲戍若罰戍四歲以下一人、

甲。邦司空一盾。 庫嗇夫・吏貲二甲、 長·僕射弗告、戍一歳。縣司空·司空佐史·士吏將者弗得、 徒食・敦 不當稟軍中而稟者、皆貲二甲、灋 甲。●軍人買(賣)稟稟所及過縣、 吏部弗得、 (屯) 長・僕射弗告、貲戍一歳。令・尉・士吏弗得、 及令・丞貲各一甲。 軍人稟所·所過縣百姓買其稟、貲二甲、 (廢)。 (秦律雜抄11~15 ●稟卒兵、 貲戍二歳。同車食・敦 (廢)。非吏殹 不完善 (也)、戍二歲。 入粟 丞 屯 貲

自然である。 ついて述べられていたはずで、「貲典・老各一甲」へと續くのは不 度に過ぎない。また文脈としても、「先自告」の後には罪の減免に 土位置は近く、暫くひとまとめにして譯出した。 いえば、 たと想定し、 379 簡は下端を缺く。整理小組は缺落部分に「典老」の二字があ 兩簡が同一條文を構成するのか否かすら定かでないが、 兩簡は直接には繋がらないと判斷した。さらに嚴密に 30 簡と連續させているようだが、 缺落部分は一文字程 出 0

その要求を受けて錢財・酒肉を提供した軍人も同様に處罰された。 なのであろう。不當な錢財の贈與があったとき、要求した側も提供 なっており、それが恐喝まがいの行爲へと繋がるのを豫防した法律 授爵を祝う宴席が、慣習として授爵者になかば強制されるように が錢財・酒肉を要求し、飲食した場合の科罰規定。要求した里人も 内容は、 爵位や賜與を得た軍人に對し、その隣人である里人たち

した側もいずれも處罰する法理は、次の規定にも看取できる。 者同罪。(二年律令72~73) 劫人・謀劫人求錢財、及爲人劫者、同居智(知)弗告吏、皆與劫人、謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。(二年律令8) (知) 弗告吏、皆與劫人、

ば の監督責任を問う內容が 科罰の原則に續いて、先に自ら告發した場合の減罪や、 記されているようだが、 ----もしも379簡と38簡が同一條文であれ 詳細は不詳

《三八一~三八二》

捕者盡如此令②、)材官①・趨發②・ "弩③・善士④敢有相責⑤入舍⑥錢酉 士吏®坐之、 如鄉嗇夫。貲丞・令 酒 381 肉及予者

者出錢財 酒肉、 史各一甲。 入時共分欽 丞相下、 (飲) 尉⑨布⑩。 食及出者、 御史議⑪、 皆 【
貲
】
二
甲、 吏敢令後入官四 責費^③。 (0529)

それらを出した者は、いずれも貲二甲とし、費用を償わせる。 きにも出させて、官に入るときに共に分配して飲食した者、 が檢討したところ、吏で、 史・尉・尉史はそれぞれ貲一甲。丞相が下し、尉が布告する。 とし、士吏がこれに坐すること、 も要求した者、 材官・趨發・發弩・善士で、 および與えた者、 後から官に入る者に錢財・酒・肉を不屆 舍に入る際の錢・酒・肉を不屆きに 郷嗇夫と同様にする。丞・令・令 捕らえた者はすべてこの令の通り および 御史

注

①材官:兵種の一。『史記』『漢書』の諸注釋によれば、弓弩に習熟 罷癃。漢儀注、民年二十三爲正、一歳爲衞士、一歳爲材官騎士、 律年二十三傅之疇官、各從其父疇內學之。高不滿六尺二寸以下爲 した兵である。

勃以織薄曲爲生、 匈奴去、發中尉材官屬衞將軍軍長安。(『史記』孝文本紀 習射御騎馳戰陣。(『史記』項羽本紀集解) 常以吹簫給喪事、 材官引強。 [服虔曰] 能引強

不遝(逮)冬夏賤 縣輸從反者・收人材官、多母 衣。 (嶽麓 [肆] 衣履、 383 册: 以 蔽 輸者或

弓弩官也。](『漢書』周勃傳)

妻子・奴婢材官・左材官作、終身作遠窮山、毋得去。□【言及】坐與私邑私家爲不善、若爲爲不善以有辠者、 議、 盡輸其收 諸隸

> 官作、如令。●九 妾·城旦·城旦司· 妾·城旦·城旦司寇·春·白粲殹(也)、皆輪〈輸〉材官·左材、臣·城旦·城旦司寇·鬼薪坐此物以有辜當收者、其妻子雖隸臣 (嶽麓 寇・舂・白粲殴 伍 9 { 11

2)趨發:兵種 られる。 0) _ 0 「騶發」とも。 弓弩を主に扱う部隊の兵と考え

驧發、 也。 射也。手工矢善、故中則同的。 春秋左氏傳作菆字、 材官騶發、 不當強弩趨發。干城距衝、 搢笏干戚、不適有方鐵銛。 泉音牛列反、即謂橜也。](『漢書』鼂錯傳 處平易之地可以矢相射也。臣瓚曰、 其用矢者同中一的、言其工妙也。 矢道同的。 其晉同耳。材官、 [蘇林曰、 不若堙穴伏櫜。(『韓非子』八說 登降周 的謂所射之準臬也。蘇音失之矣。 騶音馬驟之驟。 旋、 有材力者。 不逮日中奏百。 師古曰、 材官、騎射之官也。 如淳曰、 騶謂矢之善者也 翳發、發騶矢以 首 射者

③發弩:兵種の一。弩を專門とする者。發弩嗇夫によって統率され たか。

<u>13</u> 毋薦毋草。黔首不田作不孝。發弩材官。 (嶽麓〔壹〕爲吏治官及黔首

不從令者、貲丞・令・令史・尉・尉史・士吏・發弩各二甲。

370 5 371

④善士:兵種の一つか。整理小組は 孟子曰、是爲馮婦也。 馮、 推測する一方で、 婦、 名也。 兵器を修繕する軍吏の可能性も指摘する。 勇而有力、 晉人有馮婦者、 能搏虎。 『孟子』を引き、軍吏の一 善搏虎、卒爲善士。…。 卒、 後也。善士者、 種と 以

善搏虎有勇名也、故進以爲士。] (『孟子』盡心下)

⑥入舍:「舍」は、嶽麓簡には人舍・官舍・客舍・廬舍などが見えの入舍:「舍」は、嶽麓簡には人舍・官舍ともに飲食することが常態化していたのであろう。「人舍錢酒肉」とは、そこに新たに入居する者が出する。人舍・官舍については60~44簡注⑤を參照。ここでは材とが常態化していたのであろう。

毋曰客舍、曰賓【飤】舍。(里耶秦簡⑧461)

積取(聚)、黥爲城旦香。(二年律令4)賊燔城・官府及縣官積取(聚)、棄市。賊燔寺舍・民室屋廬舍・

⑦如此令:この令の通りとする。前段に「この令」の內容があった

9

であろう。

ただし材官などを配下に置く「尉」は他にもいただ

尉、

すなわち縣尉

ろうから

たとえば「中尉」――、

縣尉には限定されない

|尉:直前の「丞・令・令史・尉・尉史」の

可能性も殘る。

(壁)、令黔首智(知)、毋巨(距)罪。(嶽麓[陸]20) し、「布」は多方面に、廣く一般にも通達することであろう。 謹布令、令黔首・吏・官徒隸・奴婢明智(知)之。(嶽麓[伍]28) 謹布令、令黔首・吏・官徒隸・奴婢明智(知)之。(嶽麓[伍]28)

踏まえて、以下でそれを吏一般に敷衍している。「議」につい⑪御史議:御史が檢討したところ。前文の、材官らに對する措置を

⑫入官:官に入る。役人になること。

ては32~33簡注⑥參照。

遷徙、初疾□(居延漢簡 E.P.T40:38) 車祭者、占牛馬毛物黃白靑駠、以取婦嫁女、祠祀、

遠行、入官、

壬・癸・亥・子、入官視事及擧百事、凶□(敦煌漢籣 D2369)

償わせる意であろう。 ⑬責費:費用を請求する。飲食費用を支出させた者に、その費用を

論罪也。](『漢書』景帝紀)將、其與飲食計償費、勿論。[師古曰、計其所費、而償其直、勿廷尉信謹與丞相議曰、吏及諸有秩受其官屬所監・所治・所行・所

解說

で新たに提案されているのだろう。 として、 に據るべきことが述べられるのみである。この別規定に對する補足 た者を捕らえた場合の褒賞がここには記されず、 ただし兵士のケースについては、 規定である。 參の者が錢財·酒肉を要求し、 條文の內容は、 士吏や尉・尉史など、兵士を監督する官吏への科罰がここ 前條と同様に、 新たに兵舍に入った兵士や新任の官吏に對 要求した側も提供した側も處罰された。 それを分配して飲食するのを禁じた 當事者への科罰、 別の規定 および罪を犯し (「此令」) 古

る、重要な節目であったことをうかがわせる。 うべき吉日が擧げられており、 ころどころ節略された條文かと推察される。日書には 足する形式になっている。 により提案がなされたのを承けて、御史が官吏のケースについて補 全體の構成としては、まず兵士のケースについて、 最初に發議した官名など、 それが飲酒儀禮などを伴うこともあ 詔敕原文がと いずれかの官 入官 一を行

《三八三~三八五

●縣輸從反者◎・收人◎材官◎、多母

無

衣履、毋

無

夏賤 盡九月收一。 月收。其後賤 者《或不遝》多夏賤〈賦〉衣》。 〈賦〉衣®而聯・寒®者、冬袍®裘®絝®履及它物可衣履者、 叚 (賦) (假) 裘者、 夏衣者、 假圖禪母君圖補圖、 勿假袍。 議、宜新騒の而後冬若 叚 (假) 袍者、 勿假裘。 以蔽。 383 (0669)(0666)它有

385 (0588-1+0588-2)

譯

等比。

縣が從人・反者や收人を材官に移送するとき、多くは衣服や履物

がなく、 〔を貸與し〕、 例は同様にいたします。…」… いる場合は、 に閒に合わないこともある。檢討したところ、「官が新たに移送し 冬もしくは夏の衣服の支給に遅れ、 襌・帬・襦を貸與し、 袍を貸與しない。 身を覆い隱していない。移送する者が冬・夏の衣服 四月末を以て囘收する。夏の衣服の支給に遅れた場合 冬は袍・裘・絝・履、 袍を借りた者には、 九月末を以て囘收する。 およびその他の着用できるもの 裂けた服や薄手の服を着て 裘を貸與しない。 裘を借りた者に 類似の の支給

て、

注

は、 は、

①從反者:整理小組が「從人・反者」のこととするのに從った。 る。 ように扱われた。 從人や反者に關する規定が見え、また里耶秦簡にも從人が現れ 人は舊六國の支配階層に屬す者で、彼らやその親族は犯罪者の 反者は反逆者のこと。嶽麓〔伍〕には六國の

故魏 麓 (伍) 故】代・齊從人之妻子・同産・舍人及其子已傅・嫁不當收者、 故】代·齊從人之妻子·同產·舍人及其子已傅·嫁者、比故魏 (魏)・荊從人。●御史言、巴縣鹽多人、請令夫論袑【等廿四人、 叚 皆當完爲城旦、輸巴縣鹽。請、 (假) 正夫言、得近 (魏)·荊從人之【妻】子·同產·舍人及子已傅·嫁者。 13 \ 16 〈從〉人故趙將軍樂突弟‧舍人紹等廿 論輪 輸 招等 【廿四人、 (嶽 辺

衣傅之。 (也)、 制韶御史、聞反者子年未盈十四歲、 尚抱負及毚 (才) (嶽麓〔伍〕93~94) 能行、 縣官即皆令衣傅城旦春具、 有辜爲城旦舂者、或嬰兒殹 其勿令

廿八年正月辛丑朔丁未、 貳春鄉敬敢言之。 從人・城旦皆非

差田殴 (也)。 當可作治縣官府。 …(後略)… (里耶秦簡9 22

②收人:近親の罪に連坐して、 身柄を官府に沒收された者。 160 162

③材官:通常は兵士の一種を指す。 といった可能性が考えられる。同様の用例が嶽麓〔伍〕にも見 いは(2)工官の一つで、兵種としての「材官」とは異なる、 刑徒の移送先と見るべきであり、 (1) 材官の駐屯地、 ある

妾·城旦·城旦司寇·春·白粲殹(也)、皆輪〈輸〉材官·左材臣·城旦·城旦司寇·鬼薪坐此物以有辜當收者、其妻子雖隸臣 官作如令。●九(嶽麓〔伍〕9~11 妾・城旦・城旦司寇・春・白粲殴 妻子・奴婢材官・左材官作、終身作遠窮山、 ☑【言及】坐與私邑私家爲不善、若爲爲不善以有辠者、 毋得去。 議、 盡輸其收 諸隸

④輸者:從人らの移送を擔當する者と解釋した。一方で、「輸さる 秦之戍卒不能其水土、 る者=從人ら本人」のことではないか、という意見も出た。 戍者死於邊、輸者僨於道。(『漢書』 鼂錯傳)

⑤遝:およぶ、閒に合う。

遝戊午赦、爲庶人。(嶽麓 [叁] 45

書曰、先時者殺無赦、不逮時者殺無赦。 (『荀子』 君道

賦 衣:衣服を支給する。 と書かれる。 整理小組は「餞」に通じるとするが、 本條文にみえる「賦」 は、 いずれも 陳偉

治官及黔首11、

を指摘する。これに從った。 「《嶽麓書院藏秦簡 (肆)》拾遺 嶽麓秦簡肆校商 **嶽麓簡において** (三)」(簡帛網二〇一六年三月二九日)· 「賤」 と「賦」の混用が散見すること (二)」(簡帛網二〇二〇年五月一一 周海鋒

資於新黔首而故貴賦 ●新地吏及其舍人敢受新黔首錢財酒肉它物、 (贓)・叚(假)賃費・貸息、 賤》 其賈 (價)、 與盜同法。 皆坐其所受及故爲貴賦 及有賣買叚 (嶽麓 伍 39

貲不滿千錢者賦貸種・食。 [師古曰、 賦、 給與之也。」(『漢書』元

⑦愃新醯:原釋文は「□新□」。前注に引いた周海鋒論文が補うの に暫く從ったものの、 圖版からは判讀できない。

⑧後冬若夏賦衣:冬・夏の衣服の支給に遅れること。整理小組は 「…而後、冬…」と句讀するが、改めた。次の秦律では、夏服 の支給は六月、冬服の支給は十一月に打ちきられ、それに閒に 合わなかった場合、衣服は支給しないとされている。

過時者勿稟。後計冬衣來年。囚有寒者爲褐衣。(秦律十八種90 受(授)衣者、夏衣以四月盡六月稟之、冬衣以九月盡十一月稟之、

9 __ 死 |聯寒:「聯」は (製) 夏服・冬服を身につけていることを言うのだろう。 寒」とは、 63 「裂」に通じる。 弗補。 破れた衣服や薄手で寒い衣服など、 …(中略)…、 整理小組の解釋に從った。「聯 衣聯弗補。 (嶽麓 不適切な 爲吏

囚有寒者爲褐衣。(秦律十八種90)室屋聯屚(漏)。(嶽麓〔壹〕爲吏治官及黔首24-2)

⑩袍:長い着物。刑徒に冬服として支給されたのは裏地のついた綿

諸冗作縣官及徒隸、大男、冬稟布袍表裏七丈、絡絮四斤、絝袍、丈夫著、下至跗者也。袍、苞也、苞內衣也。(『釋名』釋衣服)

(袴) 二丈、絮二斤。(二年律令48~40)

裘、皮衣也。(『說文解字』八篇上⑪裘:かわごろも。

絝、脛衣也。(『説文解字』十三篇上)
②絝:ズボンの類。冬服としては綿を入れたものが支給された。

絝、跨也。兩股各跨別也。(『釋名』釋衣服)

諸冗作縣官及徒隸、大男、冬稟布袍表裏七丈、絡絮四斤、絝

(袴) 二丈、絮二斤。(二年律令48~420)

『假』は貸與する、の意であろう。別簡注④參照。③假:本條文には「叚」と「假」の兩者が現れる。「叚」は借りる、

禪、衣、言無裏也。(『釋名』釋衣服)(毀禪:ひとえの上着。

禪爲絅。[鄭玄注、有衣裳而無裏。] (『禮記』玉藻)

夏皆稟禪、各半其丈數而勿稟絝(袴)。(二年律令48~40)

裙、下群也。連接裾幅也。(『釋名』釋衣服⑮君:「裙」に同じ。もすそ、はかま。

類城旦衣。

(嶽麓

室

152

案例⑩

⑯襦:シャツ。

襦

短衣也。[段注、襦、若今襖之短者。] (『說文解字』八篇上)

解說

||近からででは、第の連續を示す手がかりはなく、また380篇の下部は「反印文など、簡の連續を示す手がかりはなく、また380篇の下部は「反印文など、簡の連續を示す手がかりはなく、また380篇の下部は

條文の冒頭には「從反者」など、役務地に移送される者が列記さ周海鋒の釋讀に從って全體を解釋した。

役務地に送られ、使役される從人も存在した。三者の並列と見た所所引)には遷陵縣で使役される「從人」が見え、勞役刑徒のように地に送られる親族だと解釋すべきことになる。だが里耶秦籣(注①はむしろ「從人・反者の收人」、すなわち反逆者等に連坐し、役務

日以降は受領できなかった。

日以降は受領できなかった。

は文給打ちきりの期限があり、期れるとおり、官による衣服支給には支給打ちきりの期限があり、期いないという現狀が述べられる。注⑧に引いた秦律十八種90に見られることもあるので、役務地でも從人らが衣服を十分に受け取れてがないという現狀が述べられる。注⑧に引いた秦律十八種90に見られることもあるので、後務地でも後に引いた秦律十八種9に見いておらいないという。

與であり、通常の支給とは異なったことが分かる。 「假」されている。あくまで次の支給時期が來るまでの一時的な貸れた衣服が囘收されることはなかったのだろうが、ここでは衣服がが提案された。通常、衣服は「稟」されるもので、いったん支給さむ、移送された者には衣服を貸與し、その後で囘收するという方策この問題に對處するため、支給の期日に閒に合わなかった場合で

ことを繰り返して強調しておく。
がつては會讀の場でも異論が出た。あくまで暫定的な解釋であるう。釋讀しがたい文字も多く、「遝(逮)」「而後~」の解釋などを「多袍裘絝履及…」の部分は「多假袍裘絝履及…」とあるべきだろ本條文はひとまず右のように理解できるが、これに從うなら、

文と符合する點が少なくない。
されたこと、多の上着は袍か裘のいずれかであったことなど、本條裘・絝が支給されることや、夏服は四月から、冬服は九月から支給不一一人の衣服支給は秦律十八種や二年律令にも規定があり、袍・

90) 之、過時者勿稟。後計冬衣來年。囚有寒者爲褐衣。(秦律十八種之、過時者勿稟。後計冬衣來年。囚有寒者爲褐衣。(秦律十八種受(授)衣者、夏衣以四月盡六月稟之、冬衣以九月盡十一月稟

《三八六》

譯

たり、借りたが空にできなかったりした場合は、以… 芻稟を徴收する時にこれを取り立てる。黔首が借りようとしなかっ五年以上貯藏された芻稟は、黔首の借りようとする者に貸し出し、

注

「貸」は貸與する、の意であろう。出簡注④参照。①貸:本條文には「資」と「貸」の兩者が現れる。「資」は借

②責:整理小組は「債」に通じるとするが、ここは本字で「請求す

入禾倉、萬石一積而比黎之爲戶。縣嗇夫若丞及倉・鄕相雜以印之、劉橐がすべてなくなることをいう。 3索:盡きる、空になる。腳簡注⑦參照。ここでは貯藏されていた

(飯)、

自封印、

皆輒出

解說

餘之索而更爲發戶。(秦律十八種21~22)而遺倉嗇夫及離邑倉佐主稟者各一戶以氣

內容が大きく違う。筆跡も若干異なるように映る。暫く別條文としも可能である。だが38簡以降は穀物の計量に關わる規定とおぼしく、後續する38簡にも「芻稟」が見え、これを38簡と繋げて讀むこと

譯

石・斗桶がなく、里に…

黔首が租や借りた芻稾を納入し…賣…、穀物を計量するための衡

…石斗桶…、里が計量して…爲…縣官の衡石・斗桶

□縣…及芻

□斗角

(桶) 焉、毋奪黔首時®®

內史布『當用者》。

甬

(桶)

石(?)⑤ 斗甬(桶)┙、里量(?) 以□□□□爲□

縣官衡石斗

387

(0610)

388 389

(0667)

(0664)

□縣(?)□□□□□□□及芻(?)□

黔首入租貸芻【稟】◎…□□□賣、

册: 無

衡石②斗甬

(桶)③

以縣④

令里□□者、□□□□□□

《三八七~三八九》

て譯出した。

るいは貸與したとしても倉庫を空にできない場合について規定して いるようだが、後續する簡を缺く。 收は十月に行われている。さらに、貸與を希望する民がいない、あ る時に併せて取り立てられた。嶽麓〔肆〕18簡によると、 本條は、長期閒貯藏されている芻稾の取り扱いに關する規定。 民に貸與を希望する者がおれば貸し付けられ、芻稟稅を徴收す 戸芻の徴 ま

> (嶽麓 ●田律曰、 肆 173 毋令租者自收入租、 入租資者不給、 令它官吏助之。

②衡石:重さを量る計量器の總稱、

●內史襍律曰、 諸官縣料者各有衡石羸(纍)・斗甬る計量器の總稱、川簡注③参照。 桶, 期足。

③斗桶:容積を量る升の總稱、 171 簡注④參照

④縣:重量・容量を計ること、

163 簡注②參照

(5) 石:整理小組は「□石」とするが、 「石」と釋讀されている墨跡

の上に文字はないと判斷した。

6 百畝之田、勿奪其時、數口之家可以無飢矣。奪黔首時:黔首の農作業の時閒を奪うこと。 數口之家可以無飢矣。(『孟子』梁惠王上)

⑦布:布告する。38~82簡注⑩參照

⑧當用者:受け取った規定や指示に則って職務を行うべき者。 320 簡注①參照

解說

いずれの簡にも「斗桶」が現れ、

穀物の計量に關する規定の一

とおぼしい。これらの簡が同一條文を構成していた可能性は高いが、 直接繋がるか否かは判然とせず、また釋讀できない文字も多い。 95

注

すべき者に布告する。

::斗桶、

黔首の時間を奪ってはならない。內史がこの規定を準用

 入租資獨稟: 租、 および借りた芻稾を納入する。

く簡ごとに譯出したものの、 具體的な內容は詳らかでない。

《三九○》→《伍九八》

譯

廷内史郡二千石官共令。

●第庚。

令壬。

■廷內史郡二千【石】官共令

●第庚 今壬

(1131)

390

記

本研究班の班員は以下の通り。そのうち譯注稿冒頭に列擧したのは、今回

の譯注稿の原稿作成擔當者である。 太田麻衣子(國士舘大學・准教授)・郭聰敏(立命館大學・博士課程)・金

學・博士課程)・角谷常子 (奈良大學・教授)・曹天江 (中國・清華大學・ 秉駿 (韓國・ソウル大學・教授)・古勝隆一 (人文研・教授)・佐藤達郎 (關西學院大學・教授)・齋藤賢(京都大學・博士課程)・章瀟逸(京都大

博士課程) · 鷹取祐司 (立命館大學 · 教授) · 陳捷 (人文研 · 非常勤研究

原將揮(人文研・准教授)・畑野吉則(奈良文化財研究所・アソシエイト 員)・土口史記(岡山大學・准教授)・西眞輝(京都大學・博士課程)・野

程),目黑杏子(京都府立大學,非常勤講師),安永知晃(人文研,非常勤 フェロー)・藤井律之(人文研・助教)・宗周太郎(京都大學・博士課 研究員)・楊長玉(中國・雲南民族大學・講師)・劉 聰(岡山大學・文學

研究科・博士課程)・林怡冰(京都大學・博士課程)・宮宅潔(人文研・教

391

(空白) **宣九**一》 解說參照。

この簡は、

嶽麓〔伍〕に「8簡」として再錄される。33簡の注・

解說

(0356)

・本譯注は日本學術振興會科學研究費補助金(課題番號 19H01318)による 成果の一部である。

96